

第5回 父野川事業所設備更新等に関する特別委員会

日時：令和8年8月26日（水）

9時30分～12時34分

場所：町民館議員控室

○ 協議事項

① 質問事項回答書・追加資料について

○ 出席者 13名（欠席者0名）

（議員）11名

大原貴明委員長、阪本雅彦副委員長、高橋末廣委員、岡部史夫委員、高橋誠委員、
光田優委員、森博委員、玉井春鬼委員、大野良子委員、瀧野志委員、熊代祐己委員

（事務局）2名

議会事務局：事務局長窪田・係長重岡

(開 会)

阪本副委員長 それでは、第5回父野川事業所設備更新等に関する特別委員会、開会をいた
したいと思います。 (午前9時45分)

委員長あいさつ。

大原委員長 皆さんおはようございます。

開会ちょっと遅れまして、申し訳ございません。

本日第5回目の父野川事業所の特別委員会でございます。前回の委員会から
3週間あいておりますが、今回は今までの資料の分析、それから事実の抽出、
それから疑問点、これが出て参りましたので、それを町、それから森林組合に
投げましたところ、回答書等出てきております。また、これらを参照をいただ
きまして、父野川事業所の設備更新等について、何が一番町民福祉に正しいの
か、ふさわしいのかということ、また皆さんと意識を共有して参りたいと思い
ます。

本日も活発なご議論をどうぞよろしくお願いいたします。

大原委員長 本日は傍聴の申し出があり、久万高原町議会委員会条例第17条の規定によ
り、これを許可しております。

大原委員長 それでは議事に入ります。

まず、本日の議事録署名人でございますが、本日は熊代祐己委員と、前回、
阪本雅彦委員が副委員長ということで議事録署名人、その規定がはっきりして
ないということで、いったん飛ばしましたけれども、副委員長でも、議事録署
名人問題ないということが事務局の方で確認が取れておりますので、阪本雅彦
委員この2名に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、本日の協議事項に入って参ります。

質問事項、回答書、追加資料についてでございますが、昨日の全員協議会の
後、皆様にお渡しをした資料が2つあると思います。先ほど冒頭の挨拶でも申
上げましたけれども、この2件が、2つの資料が、質問の回答書となってお

ります。

私もざっと昨日帰って目を通しましたけれども、回答を求めたことについては出ていると思いますが、まず、皆さんの方から、これを見てのご意見をいただきたいと思います。久万高原町の方から行きたいと思いますが。まず1つ目がですね、土地賃借の件に関しての回答が出ております。これが質問番号の1から11番にかけてが。失礼しました。1番から12番にかけてが、この土地賃借に関しての回答でございます。

資料も出てきておりますし、回答もあると思いますが、皆さんの方から、これを見て何かご意見等ございましたらいただきたいと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

資料の(3)の3、(3)の4ということになるんですが、そこからいくと、契約書のコピー、決裁のコピーと、それから減免の通知書がありますが、これ減免をした理由、理由の記載が、もうこれ以降ですね、どれ見てもありません。ですから、森林組合から、大変経営が厳しいので減免をお願いしますというふう、減免の申請書があったら、もう即、この交付しているというふうな感じです。

いわゆるそれを受けて、町としてどういう検討をされたかという検討の内容が、ほとんどありません。それから、その次のページにですね、年度計画部門別進捗表というのがありましてね、これは、平成21年1月26日の分ですかね。これ見るとですね。20年度の計画、それから、20年度の12月現在というような形で出ておりますが、この表を見る限りですね、税引き前の当期純利益が4000万あるんですよ。これ何が経営が苦しいかという、こういう資料で、何がわかるんだろうかなと私は思うんですけども、そのあとも途中経過の資料しかないんですよ、これ。

だから、町として、その組合の経営状況をどういうふうに判断して減免をした、或いは全額免除にしたかという理由。それがもうないですね。

ですから、申請が出てきたら、減免をするという、そういうふうな仕組みができとったのかもしれませんが、これは非常に、この資料、再提出資料から見てもですね、非常にわかりづらい、ということと、あと町自身がですね、書い

ておるこれは質問２の補足説明というところですかね、これなんかもですね、資料ナンバー２を見ると、契約の金額を下げた経過は不明とかですね。

もともとのその契約は、１１７８万１０００円が当初の土地貸付の賃料なんですね。これがなぜ、最終的に７０万３０００円まで下がってきたかという経緯は、町の方からも、一切触れられていません。

ですから、この一番大事な評価額、評価額を計算した表もありますけど、やはりそこらも極力、賃料を安くするためのいろんな検討がなされておりますけれども、それを置いといて、１１７３万１０００円というものが、当初、これが平成１３年４月１日の契約書の抜粋で書かれております。それが、なぜ、それなりの評価額が下がるわけもないのに、どんどんどんどん７０万３０００円まで下がった理由がないので、これは非常に、現状のものでは、経過を不明とか書類がないとかいう形ですから非常に判断がしづらいところがありますが、いわゆる不明と。その経過が非常に、不明ということはもう間違いないというふうに感じております。

以上です。

瀧野委員 まず役場、この当時、役場の中に、条例なら条例で賃貸に関する条例。それと、そのいように、平成１２年４月１日からは、地方分権法という法律が通って、町長の権限が随分上がるとるわけよな。

そういった中で、そういうことが簡単にできたのか、できなかったのか、できるのか、できないのか。それをしっかりと、調査なりする必要があるんじゃないかなあ。

大原委員長 町長の権限で、そのを減免することができるのかという・・・。
（瀧野志委員を指名）

瀧野委員 例えば、肝心なことについては、町の法律である条例。条例で、賃貸よな、借りるのも貸すのも両方について、条例で定められとるのか、定められてないのか。その条例に基づいて、それが行われとるのか、行われてないのか。

また、条例であれば議会を通してないといかんが、議会に対しても、提案が

できとるのか、できてないのか。

そこら辺を調査すべきじゃないですかね。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 今のご意見に関しては、財産に関する条例の中で、土地の貸し付けについて、条例は存在しております。

 そこで、町長は公的な対応として必要と認めるときには、免除することができます。こういうのが全額免除も含めてですね、明記はあります。

 ただ、問題は、１１００万ものものを、なぜ町長の裁量だけで減免ができる、全額免除ができる。これ見よったら、資料、質問２の補足説明の裏側のところでは、１８、１９、２０は、歳入額不明で、それ以前も見えないんですね、これ一切。町に収入があったかどうか。

 これは、収入金額であって、前にも申し上げたと思うんですが、実際の貸付料は評価額×１．０７×６％というのが、計算の仕方だと思うんですが。その収入額の前の、いわゆる役場の税務、税務なんかでいくと調定額というのがあるんですが、その調定額が見えない。収入済み額だけ入れとるわけですよ。

 ですから、あえて、評価額に基づいた、貸付料の減額をしてきた経緯を、あまり公表したくないのかなというふうにもとれます。

 ですから、これは今、瀧野委員が言われたような、いわゆる条例から来て、町長のいわゆる地方分権一括法でかなりの権限が付与されたにしても、そこまでの権限が与えられているのか、いないのか。そういうことを多分おっしゃってるんだろうと思うんですけども。

 要は、１１００万もの物が、町長さんずっと変わってますけど、森林組合が出したらすぐに下がってくる。次の年には契約額がまた変わってるんです。どんどんどんどん、不自然に契約額が、落ちてきてるわけですよ。

 これは実際は説明をしなければいけないんだなというふうに私は思いますが、これだけ再質問しても出てこないということであれば、何らかの方法でやっぱりこれは調べなんたら、真実を語っていただかなければ、公金の使用については、現状では適正といえるような状況ではないというふうに思います。

本来であればですね、お金を収入として上げて、それから補助金とか、何か別の支援策というもので、本来は支援するのが、公有財産の管理上から、その貸付料収入をどう運用するかについてはですね、やっぱり、まずは収入に上げて入れて、それから、支援していく方策を検討するのが筋なんですけど、これ当初からその方法はとられておりません、これは。だから、現状では、ちょっと解明しづらい状況にあると思います。

以上です。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 これ久万高原町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例。町有の普通財産を無償または通常より安い金額で貸し付けられる場合を定めております。

町有地を無償、減額で貸す場合の中心となる条例である。条例があると書いてあるわけよな。いや条例なら、議会を通さないかないな。そこら辺で絞って調査はできるんじゃないかな。

大原委員長 先ほどお2人調査という話なんですけど、ちょっと私理解が。具体的に何を調査しましょうか。

その条例があることはもうここではっきりしたと思います。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員 この委員会は、公金、町の公金を、もしかしたら不正に活用しとんじゃないんか。執行しとんじゃないのか、どうかということやと思うね。

あくまでも、団体に対して振興の意味で補助金を出したりするんはかまんけど、赤字の補填は100%これできん。そこらあたりを我々が調査しよんじやと思うんよね。

最終的には更新に値する林業振興ができとるか、できてないか。また25年間はどうやったんか。

それとそれを踏まえて、新しい更新をどうしていくんか、新しい計画について、向こうが出してくるものを見る。こうじゃと思わいね。

ほやけん、これは一般質問でも、副町長はちゃんと答弁しとんで、「検討なしに更新を考えるのはおかしいと私も思います」と答弁しとんよ。

ほやから、そこのところは間違わんように、公金が正当に、予算化されて、本当に執行されとるかどうかな。それは、また正規なら、何も問題はないけど、そうでない場合は、これは大変なことなと思う。これが一番のメインやと思う。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 今の森林組合そのものが町の今までの説明ですとですね、町は公共団体、それから森林組合、J Aさん、農協、土地改良、こういったところが公共的団体、的、的団体なんですね。やっぱり、それは農業振興、林業振興という部分の中での公共的団体として、そういうものに対して、公共的に資すると、認められる場合はという、そういう条件を当てはめていって、免除とか、場合によっては全額免除が適当であるという結論になるんだらうと思うんですが。

ただ問題なのは、公共的団体がどこまで通用するかっていう話なんで、例えば森林組合の場合でとってみますと、公共的団体に関する事業というものは、森林整備事業が絡むと思います。当然、森林の整備の関係ですから、ところが、父野川の場合は、その森林組合の中の、いわゆる製材部門ですね、菅生にあると同じように。その菅生よりも大きい製材部門での事業というのは、これは経済事業、だからその経済事業を無理こやりこ公共的団体の公益的に資するというふうに紐付けるとするのは非常に、難解です。

後でも出てきますけども、やっぱり、父野川の実在による経済効果云々というのは、これは、多分現状ではデータ化は非常に難しいけど、5億円ぐらい損失するとかしないとか書いてますが、これは本当に、根拠を出してもらわんだら、まず、これは立証しいれないということから、父野川事業所の関係は、森林組合の経済事業ということですから、やっぱり、1100万の評価額がありながら、貸付料の算定がありながら、それをズドンと70万あまりまで下げてしまうという根拠は、これは当然出してもらわない、説明をしてもらわないと、公のお金がなぜこういう使われ方してるのかっていう部分については、大きな

問題だと私は思います。

以上です。

大原委員長 ちょっとお2人が言いよることは、同じようでちょっと違うような感じ、2つ、・・・で出されとるような気がするんですけど。

岡部委員 いや、おんなじです。

大原委員長 まず、瀧野委員がおっしゃった件は、例えば、新しい資料（２）－１に、これ契約書が当初の平成１３年も出てますよね。これが１１７８万１０００円の賃借料。これが平成１３年ですけど、これが要は、町の条例に則ってやられたのかということを調査しろということでしょうか。

（瀧野委員を指名）

瀧野委員 今言うように、その町にはいろいろ条例もあると書いとるわけよ。ほやけ、それを調べて条例に則とっとなやったら、議会通しとらないかない。議会通しとなやったら公文書で調べたら出てくるんよ。議会通しとったら。議会の議決案件やったら。ほやけ、そのいうたら条例を変えるのに、議会通してなかったら、それは違法やわいな。

それと、その森林組合は特別法人であって、協同組合法でいう、協同組合なんじゃけど。経済団体なんよ。森林組合が儲け過ぎたけんいうて、ほな役場へその儲けすぎた分持ってきてくれるかいうたらそなん関係ない。社会福祉協議会も似たようなもんよ、これ。

ほな、設置も自分とこでして、経営も自分とこでしょんよ。全部自己責任なんよ。

ほやけど、さっき今、岡部委員が言うたけど、森林整備をしたり、林業振興について、大きな団体やないとできん部分については、協力しながらやっていってもらいよるとというのが現状で。森林組合やけんいうて、補助金出さないかん理屈もない。

大原委員長	ちょっと申しわけない、理解がちょっと私追いつかないんですけど。
岡部委員	瀧野さんが言わんとするところはね、条例で減免することができるよということを確認はしてますと、瀧野委員が言われたわけですよ。ただ、その条例には書いとるけれども、やっぱりこの１１００万もの金額を町長の裁量でね、免除ができるかできないかこれは余りにも太過ぎるから本来は議会にかけるべきじゃないかと、そういう意味のことを多分おっしゃってるんだろうと思いますよ。
大原委員長	それならちょっと理解できるんです。 それでよろしいんでしょうか。
瀧野委員	違う。
大原委員長	違うんですか、ちょっとわかりやすく具体的に、皆さんと共有できるように。
瀧野委員	違うことないんじゃないんやけど。 条例で決めとるいうけど、どこまで決めとるかわからん。 ほやけど、規則か付則かで決めとんやったら、金額の部分とか大事なところがよ、それやったら議会に出てこんのよ。条例で決めとったら出てくる、議会に。付則や規則は議会通さんでええわけやけん。
大原委員長	岡部委員がおっしゃっとることと同じこと。
岡部委員	おかしくないんですよ。 それでね、もう１つは、私申し上げてないけど、瀧野議員も思とるのはね、条例には免除とか減免できますよと、ちゃんと書いとんですよ。それはそれでいいんですよ。 ところが、どういう方法によって免除をするかという免除の基準。 例えば、どういう団体に所属する方については１００％。国とか県とかは１

00%免除というのがあるんですよ。

だから、あとその他の団体、これは公共的団体だったら、例えば一般のよその市町の事例ですと50%とかね、決められとんですよ。

だから、これも本来は町でですね、そういうふうに細かく、例えば、国や県はこうですよ、これ標準準則みたいのがありますから。あとは例えば社協に対してこうだ、森林組合に対して、経済団体でもあっても、こういう団体はこうだと。最大50%、その他は30%を上限とするとか、そういう減免のね、段階的基準がなくて、もう町長が認めたらもう1000万じゃろが70万じゃろが、減免ができますというふうなのが今の現状なんですよ。

だからよその市町は、減免の基準があるんです。縛ってロジック的に縛って、そのことを含めても、言ってるんだろーと思いますよ。

だから、基準がない中で、裁量権が余りにも大きすぎるよと。ほんで、その検討をした、返答も返ってきてないわけですから、これ、言うたら、町長しか知らないような、裁量権でやってしまったとも思われますね。

問題は基準がないからこうなるということですよ。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 条例の一番最後に書いとんよな、全部。町長が認めた場合は、その限りにあらずと書いとんよ。全部の条例に。

それは、町長がすべての権限を持つとと書いとんか、それとも問題が起きたときには、町長が調整して、そのことを実施すると書いとんか、解釈の仕方で全く違う。そうやろ。

すべて町長が認めた場合は変更ができるのか、できんのか、そうではないはずなんよ。

問題が発生したときには、町長の裁量で決定をするということやと思います。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 そういうその基準がないから、一番スタートの時点から、町長の裁量権みた

いな走ってきた、ほて25年経っても、言うたら前例踏襲しではありませんけども、前どんなにしとった、こんなんでも通ったんやなって言うたらその通りやってきてるだけの話だと私は思いますよ、事務の流れとしてはですよ。

だから、前年、その前のずーっとやってきてるわけですから、これで議会も通ってるんだなというようなことで多分やってるんだろと思うけども、今回ここまで突っ込んで聞くのは多分初めてだと思います。

だけどこれはやはり、そこに貸付料が発生しているにもかかわらず、1000万の金額が安易に下げられたり、1000万の金額がたとえ100万であってもですね、減免、或いは全額免除するにはそれなりの理由が要るんです。理由は、職員レベルではなかなか難しいこれは政治的レベルになるかもしれません。

やっぱり本来は、いう基準表があれば、職員も上司に対して、この場合ですと町長こうですよと、もう30%の上限。最大見ても、これに該当すれば、50%しか免除はできませんと職員側からいえるんですよ。

トップもそれ見て、あ、そうだなと、ちゃんと条例規則でちゃんとうたってるよな、これ間違いないなということで、最終的に町長が、監査請求とか後から第三者から、いわゆる町の姿勢を追及されることにはならないんです。そういうものがあれば。

町長が変わっても、その表さえ存在すれば、それを使ってやればですね、適正な貸し付けの免除ができていたはずなんです。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 久万高原町財務規則には、普通財産、普通財産よな、普通財産である町有地の貸付手続き、貸付期間、契約条件、貸付料の納付などを定めている。そういう定めたもんがある。

ほやけん、その定めとんなら、それに則って、手続きができとるかよな。申請手続きをするわけやけん、相手方は。こういう補助をしてくれと。免除するんも補助金出すんもついなことやけん。ほいで前納しなさいと書いとんよ。

大原委員長	すいません、財務規則の何条でしょうか。
瀧野委員	第167条では、原則として、貸付料を前納させると規定されている。と書いてんよ。
大原委員長	ただし町長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。
瀧野委員	ほで、行き着くところはそこへ行くんじゃない。ほやけん、どういうふうに解釈するかなんよ。 ほやけど、後から言うた通りやと思うんよ。 不測の事態が起きた場合は、その時は町長が認めた、検討して決定をするというふうに理解しとったんでええんで、何もかもやるんやったら、条例なんか要らんのよ。 すべてに置いて、町長が決定をするを書いてくれたらええじゃけ、条例に。
大原委員長	そしたら、すいません、ちょっとまとめさせていただきます。 まず、お2人の意見まとめると、今の瀧野委員のお話からいきますと久万高原町財務規則の167条、ここに普通財産の貸し付けを前納させなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないというところがあります。町長の裁量権があると。 それからもう1つ岡部委員がおっしゃったところですね、久万高原町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例というのがございます。そこの一番最後、第7条になるんですけれども、物品は公益上必要があるときは、国等もしくは他の地方公共団体、その他公共団体、または私人に無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができる。 こういう一文があるんですけれども、お2人の話を総合すると、要は1100万円を超えるような賃借料であるのに、しっかりとしたその減免の表とかがない中で町長、或いは町の裁量で、議会に相談なく、ほぼゼロに近いまで下げられていたことが問題であるということによろしいですか。

そこはしっかりと、町としてやっていかなければならない、いう形でよろしいでしょうか。

瀧野委員　まして前納しなければならないと書いとんよな。先払いせえと書いとるわけよ。

ほじゃのに、先払いするどころか、まあいうたら長期にわたって、それもちよっとちぐはぐじゃわいな。減免の仕方が。決まった規則の中でした分じゃないと思わい。これは、流れみたらな。

ちょっとその辺を調べる必要があるんじゃないかな。

大原委員長　調べるといふか、おそらく今これ出てきてる資料がそこなんで、ちゃんとその検討した資料はすべて出てきとると思うんですが、そこがもう読み取れないと。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員　申し訳ない、それは出てないですよ。これ、どう見たって私も何回も読みましたよ。出てない。

大原委員長　だからない。

岡部委員　委員長が出てるといふのはおかしいじゃないですか。出てないですから。だから。

大原委員長　だから、だからちょっと聞いてください。

岡部委員　検討経緯がわかってない。

大原委員長　今までの中で、これを出してくださいと言うて出てきたが、この資料なんで、だからないという判断でよろしいんじゃないですか。さらにまた出してくださいって質問しますか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

これは再度ですね、出してもらおうという確認はね、改めてしとおかないと。

多分、町は再質問の、委員会が再質問した内容について、おおよそ理解はしとんですよ。

ここだなんていうのは多分理解しとるはずなんだけど、その中であえてこういうものしか出てきてないということはですね、ないということで。公金がですね、ないということで片付けられるのかという、そこが問題なんで。

これはもういっぺんないではだめでしょうと。徹底して再度、なぜその検討がなされたのか、検討の経緯、判断をされた経緯、それを再度調べて出してくれ、それでもなかったら、これはおかしい。そういうことです。

大原委員長

はい、わかりました。

それでは、先ほど私まとめた部分と、この検討した経緯が、今の現状の資料では確認できないから、これを出してくださいと、再度依頼をします。

出てこなければ出てこないで、それは当然問題だというのは理解できますんで、それは委員会の結論というか、意見として、今後ちゃんとすべきだということ所で意見をまとめるべきだと思いますんで、それはまた次の段階で。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

それでもう1つね、これ検討に値しないというか、利益が出てると思われる、資料の中から見てですよ。資料から見て利益が出てると思われる状況でも、減免をされている理由、これはですね、他にもいくつかあるんですよ。本当に利益が赤字で悩んでるんだったら、その減免申請した頃から、もう例えば3年とか5年とかは、段階的に赤字が減っていく姿が見えるんですが、それが見えなにもかかわらず、単年度収支だけでも、利益が減少する見込みであれば、減免申請でそのまま組合の申請通り減免をしているという、これが本質的に、減免をする理由がですね、あやふやな1つになっていると思います。ここは1つ、付け加えていただければありがたいと思います。

大原委員長

土地の賃借に関して、その他、何かご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは土地の賃借については、確認は終えたいと思います。今言ったような追加の資料の請求はして参ります。

質問事項に沿っていきますが、13番の父野川事業所設立にあたっての当初の設立経営ビジョンにつきましては、追加資料で当初の中予山岳流域木材加工施設整備事業調査分析報告書というのが提出をされておりますので、これは提出されました。

それから質問事項14番、将来の機械設備の更新の負担に関する当初の取り組み協議記録等、これについてはないというところが回答で上がってきておりますので、そもそも父野川事業所の更新について、或いは修理について、どちらが負担するかと打ち合わせ、打ち合わせというか協議はそもそもされてなかったというところは、これ事実として確認できたんじゃないかと思いますが、皆さん方から何かご意見ございませんか。

よろしいですか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

今までの町の説明でもですね、父野川事業所の存在といいましょうか。これが町長の見解と、副町長の見解がまだ違っている状況でありまして、そこからして、やはり幾度かの補助金を出す、或いは、その支援をするというのは、何らかの協定がないとですね、なかなか町の基幹産業の林業を支えるための拠点施設であるがゆえの協定書が存在して、不測の事態とか双方協議の上、善処するとかですね、そういう問題は、これだけの大きな事業所の場合で、町と森林が絡んでいる以上はですね、協定書の存在がなしで、巨額の補助金が出るというのは、本来私は、町が主張している内容からしては、あるべき。あるべきだと私は思ってるし、あるけどわからないというのであれば、もうそれは、最終的にはあるはずのものが無いという町の主張を書くしかないと思うんですね。

大原委員長

この件に関しましては、次、設備更新どうするかとところをやっぱり議会として考える上でも重要なところだと思います。もう、今現在、町から記録は存

在しないと、協議の記録はしていないという回答ですので、そこは問題であるというのは、また皆さんとお話して、報告なりに入れるべきかなと。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

当初は、一般の製材業者も巻き込んでという話があったみたいよ、製造業者も。ほたら、それは、補助率が60%、定かじゃない、だいたい60%ぐらいじゃと思うけど、一般の人を巻き込むと60%。森林組合一本やと、90%。

それで森林組合がやったというふうに聞いとる。ほやけ、事業主体も森林、経営主体も森林組合。すべて森林組合の責任なんよ、これは。ほやけん、今日、言うたら森林組合、協同組合、特殊法人やから言うて、そこにはこれだけの補助を出さないかんじゃの決まりもなんにもない。これは経済団体やけ。自分とこが経営をしっかりとやって、稼いで組合の運営をする、これが責任なんよ。補助金、赤字になったら補助金もらえる団体ではない。

それはわかつといってもらわないかんと思うけどな。

大原委員長

今の瀧野議員のご意見ですけど、これちょっと後程触れようかと思ってたんですが、えーとですね、資料をちょっと見ていただきたいんですね、質問9の⑤というところ。じゃなかったごめんなさい。

質問13資料(1)のところ開けていただいて、これが当初の中予山岳流域木材加工施設整備事業調査分析報告書、これ当初の多分、計画だと思うんですけど。

そのまさに1ページ目にですね、1行目。この報告書は、中予山岳流域の久万広域森林組合が事業主体となって実施する設備というふうに、もうまず明記をされております。

それからプラス、私もこれ読んだんですけど、その資料の52ページを開けていただきたいんですが、下に番号振っております。この同じ資料の中、これの真ん中ですね、必要資金の概要のところの通常運転資金①というところにも、運転資金は当事業主体が森林組合であるというふうに、ここ明記をされて、運転資金のところも明記されてるんで、以前からこれの事業主体はどこかという議論もなされたと思うんですけど、まさにこれ当初の計画では、もう森林組

合というふうに明記をされている。というところは私皆さんここ共有はしておくべきかなあと。瀧野委員のご意見も最もだと思いますので、これちょっと後程出そうかと思ってたんですが、当初計画では、もうこのように書かれているということは、共通認識で持っていただきたいなと思います。

間違っても町の事業ではないというところです。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

私は蒸し返すつもりは全くないんですが、議会の一般質問の答弁でも、町長は、これは町によって整備した事業であるというふうなことが、今回の議会の広報でも載っておりますしね、ほやけん、町による整備した、今まさに委員長言われたように、ここのね、中予山岳の関係で一番最初に計画書を出した、この計画書がなかったら補助金の申請者としての森林組合がなりえなかったんですよ。だから、森林組合が当事者なんですよということはもう明記されている。だけど、副町長はこれを主として、森林組合が当事者です。町長は、いや、町が主導して整備した事業なんだ。ここがね、混乱のもとなんですよ。

それはね、多くは語りませんが、実際は、結果としてここに、今委員長が説明されたこの52ページの中段の部分がですね、今の父野川事業所の、やっぱり、一番最初の出発なんです、これは。

それには変わりないですね。

大原委員長

で、すいません。追加します、52ページの一番上をちょっと見ていただきたいんですけど、先ほど瀧野委員の質問の中に補助率という話もあったんですけど、これちょっと、今まではっきり出てなかったんですが、一番上にですね、本事業の設備投資総額は35億円に上っているが、そのうちの1割が事業主体、久万広域森林組合の負担。ここにもこれ明記をされております。何円単位というのは出てませんけれども、もう完全にこういう形で当初計画ではしっかりと明記をされておりますので、そこは皆さん、認識をされていただきたいと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 これで調べたらわかると思うんですが、この１割、３５億の１割って３億５０００万ですよ。この財源なんか、森林組合なんかはないんですよ、これは。だから、ここにはあえて書いてませんが、あと、いわゆる町がその１割に対応する起債をですね、町が借金して、充当してるんですよ、これは。

それは、この資料、そういう資料はこれにはないですからね。それは必要であれば、その追加資料は求める必要があるんじゃないかなと思います。

大原委員長 はい、分かりました。

ちょっと余談というか、先走りになりましたが、資料１３の件については、他にご意見ございませんでしょうか。当初設立ビジョン、経営ビジョン。

よろしいですか。

大原委員長 それから設備更新の取り決めについては記録は存在しない。

それから次１５番に移ります。

損益分岐点の点ですが、年度の詳細分析というか、今回の損益分岐の資料がいつのものかというところで回答が返っております。令和７年度実績ということで回答が返ってきてますが、これは森林組合にも同様のことを聞いておりますし、森林組合の方での資料で詳しくはされておりますので、これはちょっと後程、町の方と見比べたいと思います。

続きまして１６番に移ります。

各補助金、森林組合に対する補助金を支出することを決定した文書の存在、ここがないが提出してくださいということで、回答を求めましたが、補助金を支出するに至るまでの経緯に関する書類は町にはないというところで、回答が返っておりますので、もうこれはもうないというところでこの委員会は進めていくしかないなと思います。

そもそもそういう書類はないよというところですよ。

要は向こうが申請してきたら、もう決定したというところになるのかなと思います。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員

町長の裁量でそれはやったんやろな。

ほやけど、裁量であつたけど、はっきり言って、これ町民の血税。憲法1条に主権在民と書いとるわけやけん。

やっぱり、それは町民の、委員長が最初に言ったように我々の仕事は、町民の福祉の向上、はっきり言うて、全体の奉仕者、特別職であろうが、公務員の使命よこれは。その中で我々はやっぱりルールにのっとって公金の支出がなされてないかどうか、ルールにのっとるかどうかを今調べよるわけやけん。このところは深く入っていかんと、しっかりと入らんといかんと思います。一番大事やと。本当に使うてかまん金を使うとんか。

大原委員長

ただ、ここの書類がないという回答ですので、もうこれはないということですから。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

ないという、もう、これはもう・・・だろうと思うんですけどね。

しかし、瀧野言われるように、ないで済まされないんですよ。本当はこんなことが。

だから、これはね、中間報告なんかで書くにしてもね、本当に公金を厳正に検討して、使用したという町の姿勢は疑わしいと、この、この見る限りですよ。

そういうような、やっぱり厳しい文言で表現をすることになるだろうというふうに私は思います。

以上です。

大原委員長

はい、わかりました。

これは、もうないという回答ですので、それを踏まえて委員会としての報告意見なりはまた皆さんと相談して作成をしたいと思います。

続きまして17番に移ります。これも父野川事業所に対する補助金のことですけれども、令和2年からの2件のみなんだが、他にもないんじゃないかということをお願いをしましたけれども、創業時から父野川事業所の施設整備に関する補助金は、この2件しかないというところ。これはおそらく、この2件し

かないということです。

これが、どの補助金。

熊代委員 委員長、17番というのはどこにあるん。

大原委員長 昨日お渡しした資料の左に番通し番号、5番、表です。A4横の資料。

熊代委員 それをやりよんけ。

大原委員長 そうそうそうです。これに沿って確認をしていっております。

その今17番まで行きました。それに従っていってます。

ないというか、創業時からもう令和2年からの2件ですね。機械が壊れたからの補助金。修理の補助金の2件しかないということです。

それから18番に行きます。

補助事業の効果測定 of 資料が存在するのであればということでお願いした部分が出てきております。愛媛県林業木材産業循環成長対策事業で導入した機械設備等の利用状況調書というのが出ております。

これが、青の付箋で質問18資料(3)資料(4)という、これがその効果測定 of 資料でございます。

どういう事業で何の機械をやって事業費がどれぐらいか、設置年月日、それから事業 of 計画量実績という形で出ております。

この件に何かご意見ございませんか。

これ年度ごとにずっと出てます。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 全体見るとですね、我々委員会が要望した効果測定という、その効果測定というのが、その効果っていうのが、この単なる利用率を見るだけにしかないんで、これ果たして効果測定 of 資料といえるかどうかというのは、非常に疑問ですね、これは。県は認めたかもしれませんが。

大原委員長	ただ出てきたのがもうこの資料なんで、委員会としてはこれでは不十分じゃないかというのであれば、またそれは意見として出さんといかんかなと思いますが。 （岡部史夫委員を指名）
岡部委員	この数字を端的に。拾うんであればですね、やはり効果が薄い事業が散見されると。いうところで、やっぱり、本来の効果性測定というものは、やっぱりもっとしっかりやってもらべきだというふうに私は思います。
大原委員長	それまた報告書のご相談ときにしたいと思います。 （瀧野志委員を指名）
瀧野委員	修理代の補助金を出しとるというのを、今説明あったけど、はっきり言って修理代は、役場出せんのよな。事業主体は森林組合じゃけん。修理代は自分とこで見ないかない。そこのところをちゃんとこれはどういうことですかということにせないかない。
光田委員	それは、更新・・・。
大原委員長	手を挙げてください。 （光田優委員を指名）
光田委員	更新については、出せるんですかね。 機械の更新ですね。
大原委員長	それは誰に聞いてるんですか。
光田委員	いやいや、今ちょっとご意見出たんで。
大原委員長	皆さんで協議してほしいという・・・。

光田委員 修理については補助金出せないと。

瀧野委員 ちょっと待って。最初から説明するけど。言うたら、補助事業を申し込んで事業をやったのも、森林組合よ。それは役場が手伝わなんたら補助事業採択されんけんね。それは役場が手伝たんは手伝うたんよ。ほやけどちょっとさっき町長さんはこうじゃ、副町長さんは違うというような話が出たけど、そここのところからスタートするわけやけど。もう事業の事業主体も森林組合、ただ経営主体も森林組合。森林組合がやったけん90%の補助金がもらえたわけよ。民間が入ったら60%しかなかったんよ。ほやけん森林組合でやったんよ。ほやけん、それはもうさっき書いとる、合うとるいうたやろ、それ確認済みなんよ。

ほで、結局は、修理言うけど、あこが1日機械が傷んで休んだ言うたら、なんぼぐらいお金が要るというのはわかつとんよな。それは経営者やけん。本当は傷むよ機械じゃけん。必ずいうてええぐらい機械は傷む。みんなそれぞれに痛むのを段取りして、修理屋さんを、小さいやつはここ、大きなやつはここというて構えとんよ。1日か2日で直るように。アメリカの機械やけん、アメリカから引っ張りよつたら1ヶ月ぐらいかかるかもわからないな。ほやけどそれは経営者やないとわからん。

それを傷んだ、ほで経営に関わることじゃというて組合長が役場に相談に行つて、ほれで山と森林組合が会議を持ったんよな、それから。その辺もおかしかる普通は。おかしいと思わん。本当は森林組合の問題やけん。自分とこでやらないかんのよ。

大原委員長 (光田優委員を指名)

光田委員 すいません、時間をお取りしました。わかりました。

大原委員長 今の意見はですね、多分17番の父野川事業所施設整備に関する町からの補助金の2件のことだと思うんですけど、これは先ほどのあれで修理あたりの、そもそもの取り決めはないというふうに、町が答弁しとる、回答が返ってき

とる中で出してしまうとるところは、これ議会も認めてですけども。そもそも取り決めのない中で、特例で議会も認めて出してしまうてというのは、これ資料17番の2件の件です。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 例えば森林組合にそれを出すんなら、民間の3社ほどある事業者にもこれは出さないかんのよ、これは。民間の個人がやりよる製材と、森林組合とどう何が違うかいうたら違わせんのよ。

ほやけん、その辺も確認しとかないかん。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 今の光田委員の意見もあるようにですね、やはり経済団体であり、そして経営主体は組合であって、その責任も組合が持つべきということをずーっと一貫して言うてきた中で、なぜ忽然と協定書ないのに、「いやいやこれは町の基幹産業の大事な拠点ですから」というフレーズをつけていって、そのまま何故か認められてしまったという、議会にも責任があるかもしれませんが、これやはり、町がその時々の説明を変えられたら、議会としても、長い25年間の中でですね、今回みたいに調べればわかりましたけど、もうその当時は全く、そのポイントの話しか見えませんから、仕方がないんですけども、やっぱり町の説明がその時々、一貫性を欠いた説明で、議会も翻弄されたかもしれませんですね、こういうことが起きたということは。

以上です。

大原委員長 補足させていただきますけど、今の件はですね、前回まで出されたこの町の灰色の方の資料の4番。3番と4番に関わると思うんですけど、3番の部分は貯木場の舗装整備の件ですけど。4番が木材加工流通施設整備事業ということで、令和7年度にこれは我々も議決しとるところですが、先ほどから申し上げてますけど、そもそも取り決めがない中で出しているというところなんです。

これは、岡部委員おっしゃるように議会としても、やはり精査してやるべきだったというのは、報告なりで入れる必要もあるかなと思いますが、そこはまた皆さんとご相談をさせていただきたいと思います。

でよろしいでしょうか。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 今のその議決しとるわけやけど、実際にどういう説明をして、どういう出し方をしてきた。わからんのに、そらあ理解せい言うたって、それはもう今までも、なんぼでもある、いろいろ。ほやけ、そこら辺まで本来からいうたら入らないかん。

やってしもうとることはもう覆すことはできんのやけん、やってしもとんやけん。それはどうしたんぞというのは調べないかんわいな。

大原委員長 これは全協なり、合同専門委員会なりでおそらく説明をされとると思う。それは記録があると思いますんで、そこをまた記録、令和7年のですね、最近のことですから、さかのぼると思います。

瀧野委員 それははっきり言うて全協かどっかでやっとするのは間違いない。
間違いないけど、それをどういうふうの説明したかよな。

大原委員長 どっちにしろ調べてみて、議会で議決した、これも事実ですから。
(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 何度も申し上げたことがあると思うんですが、結局、行政の町の主たる事業に関連するという説明があると、やっぱり議会としては、町民の代表としても、やっぱり行政の対する無謬性というか、行政がすることは間違いないよというふうな、やっぱりそういう意識が強すぎた。だから、長い文章だけで書かれた、それにて信用してきた、せざるをえなかった。これは今後はですね、データを含めた根拠をしっかりと提出をしてもらうことが、こういうことが起きない、今現在、我々が特別委員会でやっている1つの教訓になってくるんだろうと思

います。

以上です。

大原委員長 そこは今後同じことを繰り返さないことも、この委員会の目的ですので、報告のあたりで、また皆様とご相談したいと思います。

大野委員、手を挙げられてましたけど。

（大野良子委員を指名）

大野委員 補助金は、令和になっての２回のみということですよ。

大原委員長 そうです。

大野委員 ほいで、質問の１８で、その補助事業に対する効果についての質問の答えですけど、１８の質問１８の答えの中に、追加資料で、平成１２年からというのがありますが、補助金が、２年、令和になっての補助金なのに、平成１２年からいうたら、これは補助金とは関係ない資料を載せとんじゃないかなと私は。

大原委員長 いや、これはですね、要は当初の整備で、補助事業を使ってますので、効果の測定の資料ですので、まあいうたら最初の、あそこの父野川事業所の機械の整備をした事業の実績あたりをずっと年度別で出していってもらったということなんで、町からの補助金についての資料じゃ、この資料１８の分はないという。

大野委員 これは違うという。

大原委員長 違います、例えばボイラー室であつたりとか、倉庫であつたりとか、いうのもすべて出てると思うんですけど、その使用実績とか、そういうところの資料です。

なんでちょっと補助、補助金と言ってもちょっと違う。

補助金というか、町からの単独補助金とかじゃなくて、なんで、これと、整

備した当初の設備の使用実績の報告ということでご理解いただいたらと思います。

大野委員 わかりました。

17と18は、意味の違う質問ということですね。

わかりました。

大原委員長 ということです。

熊代委員 補助金の内容が違うということやろ。

瀧野委員 国の補助金や県の補助金のことで、町が森林組合に出しとる分じゃないということ。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 ボイラーは建築基準法か何か変わって含水率の問題があって、ボイラー1億何千万か補助金入れてやっとな。数字はちょっと見てないけど、それぐらいの金額。

ほやけ、そういうふうに、いろんな事業を取り入れて事業はやっとな。はっきり言うて、事業は。その辺、わからんのよな、我々が見ても、経営の中身まで入っていくと、これは全くわからん。これ見ても。

じゃけん、ちょっとここで委員長、これから後の段取りがあると思うんじゃけど、我々がこの経営の中身まで入って行って、これを全部やってしまうということは、これ、それぞれのわかるわからんの問題もあるかもわからんけど、私はやるべきじゃないと思うんで、そこの経営の中身については、やっぱり違う形でやるべきやと思うが、その辺どうでしょうかね。

大原委員長 ちょっと町からの資料の確認の途中でしたけど、瀧野委員のおっしゃることもわかります。

ちょっと今1時間経ちましたんで、一旦休憩して、ちょっとそこはまた整理をさせていただきたいと思います。（午前10時43分）

10分間休憩いたしますので、10時50分再開をしたいと思います。

大原委員長 それでは時間が来ましたので、再開をいたします。（午前10時51分）

先ほど休憩前にですね、経営の件について、瀧野委員より、ご提案がございましたけれども、この後、森林組合の追加資料の中で経営の資料に関する回答が返ってきておりますので、ちょっとそこでもう一度ご提案いただいたらと思います。

それでは続けます。

質問番号19番の補助率の違いについて説明をいただきたいというところで回答が返ってきております。

青の付箋の質問19、資料4というの中で、木材加工施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定という形で、2分の1以内を4分の3に改めるという告示が出てるというふうに回答が来ております。

よろしいでしょうか。

大原委員長 首をひねっておられますが、高橋誠委員よろしいですか。

（高橋誠委員を指名）

高橋誠委員 こういった改正の手続きはわかるんですけども、この2分の1から4分の3というふうに変更する理由ですよね。これをちょっと知りたいなと思っております。そこら辺だけちょっと疑問に、お願いしたらと思います。

大原委員長 それでは、4分の3になったことはわかったが、この変更した理由について再度投げかけます。

その他ご意見ございませんか。

大原委員長 それでは次、質問番号20に移ります。

父野川事業所の木材加工施設を更新しなければならないと判断した主因が発

生した、故障ですね、が発生した後、町に相談した、最初に相談をしたところから現在までの協議記録につきましては、前回提出された資料が、記録のすべてであるという回答が来ておりますので、前回までの資料で確認をいただきたいと思います。

これが前回の資料で言うと、資料5になります。

これは参考で、資料の5しかありませんという回答です。

よろしいでしょうか。

大原委員長

質問番号21番、これは町の提出された資料の6の効果測定の資料になります。これが実際の効果と読み取るのか疑問であるというところについて、それから、この効果と当初の計画を見比べれば、結果がしっかりと見えるということで回答を求めましたところ、先ほど質問13のところであった当初の整備計画の書類が出てきておりますので、そことまた見比べていただいたらと思います。

よろしいでしょうか。

大原委員長

続きまして、次のページ質問番号22番に移りますが、父野川事業所を万が一、今後廃止をした場合、町の経済へどのような影響があるかシミュレーションをしていけば、提出してくださいということで依頼をしましたが、これは先ほど説明しました資料6がそのまま地域経済への効果なので、廃止した場合は、経済波及効果、この5億円がすべてマイナスになりますよということで試算をしてますという回答がございました。

何かご意見。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

先ほど申し上げたと思いますが、経済波及効果5億円マイナスになるというのは、もう想像ですけども、父野川事業所が5万立方を扱うとした場合、立米当たり1万円と最低限換算したときに、5億円ぐらいが損失という、この損失という意味が私わからないんですよ。というのが、父野川がなくなったら、その5億円の行き先がないなるから、林業課は、町の林業課自体が5億円のマイ

ナスになるというふうに解釈になるんですけども。これは、なぜそのようになるのか、やっぱりデータに基づいて説明をしていただかないと、これは全く理由にはなりません。だからこれ、データに基づいた、説明の理由を求めると。これをぜひお願いしたいと思います。

大原委員長 これ、岡部委員、ここに前回出てきた資料の6番の中で、この5億円の算出というのは概算ですけど出てはいますが、
 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 結局、町の基幹産業である町の林業に5億円経済の損失を与えるという意味ですよね、ここで言うのは。

 だから父野川があるかないかで、5億円が消えていくんだよという意味ですけど。消えていく意味がよくわからないんですよ。6ヶ月間休んでも、何も行き先はもう順調に町外の木材取扱業者が流れているわけですから。市場も全然関係ない。後でね、森林組合の資料のところで説明しますが、父野川事業所の取り扱いの半分以上が町外なんですよ、原木取り扱いの。だから5万立方と換算したら、そしたら2万5000立方以上のものが町外から調達しているんですよ。だからここでいうね、父野川がなくなったら、町の林業関係の損失が5億円というロジックは成り立たない。

 後で森林組合のところで、資料で見ますが、間違いなくね。私は全部、八割方、町内の市場から調達したり、町内の直接の林業事業者から購入しているものとばかしを持ってましたが、実は違うんです。

 だから多くて半分が、町内からの供給原木です。半分以上は、町外から調達してるんですよ。だからこのいう、前に考え方出してるっていうけど、今回の森林組合の資料と突合すればですね、おのずからですね、これは町の説明はおかしい。論理が成り立ってない。

 森林組合稼動したら、町の林業家全部儲けるんですかって言ったら、休んでも、全然山からどんどんどん木が出ててもですね、ちゃんと町の市場は混乱をしてないというのも本会議場でも明らかになってますから。だからやはりこれはね、言葉だけで聞くと、ほうじゃなあというふうにも聞こえるんですが。

後で森林組合の方で説明しますが、これ完全に論理が破綻してます。町の論理は。

ですから、5万立方の原木の年間5万立方の取り扱いがいるにしても、その2万5000立方以上が町外から調達しているんですよ。

これもう、森林組合が出した資料ですから、もう歴然としますから、町の説明は、おかしい。

だから、これは正なんだったらデータを出してください、改めて。

大原委員長 町としてはもうこれ資料6で出てるんで、それをしっかりと追及するんであればもう聞き取りをするしかないと思うんですが。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 ヒアリングはありますよ。ヒアリングがありますが、改めてデータで説明資料を出してくださいと。それで出しこんかったら、ヒアリング、或いはまた違う方法で対応せないかんと思います。

やっぱ要求だけはしておかないとね、データが一番大事なんで、森林組合はデータ出しますよ、今回。

このデータからすごいものが読み取れるんで、私はあえて申し上げてるんです。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 市場の資料も私は持つとるけど、はっきり言って、去年の10月に操業停止した。ほで市場との契約も破棄したんよね、森林組合。

それはっきりして、さあ操業また再開してくれいうて再開した。原木単価が上がったけん、補助金くれて言うてもろとんよな。何も下がってないんよ。

さっき言うたように18センチから22センチ、ほれから24センチ・スギ中目丸太、これが大手やろうが、そこら辺の製材やろうが一番使いよる木なんよ。

これはどうしてか言うたら、町外の、この前も言うたけど、新しい製材しよ

る、徳島の2業者。今、2万立米から3万立米、2業者、5万ぐらいひきとるけど、二、三年たったら、そこが7万から9万引くんやと、結局、原木が足らんようになる、これは。ほやけんそこら辺で、今森林組合がもし仕入れてなかったって、さっき岡部委員が言ったけど、材ははけよんよ。これを調べたら簡単にわかるわけやけ、こんなもんはな。

ほやけん、その辺は、もっとその経営の中身に入っていけないかんようになってくるし、原木をなんぼで買うて、なんぼの歩留まりで、なんぼの製品を作って、なんぼで売って、原価引いて、なんぼの利益があるんやいうたら令和7年の場合は、コンマ7.61%しか粗利益率がなかった。一引く粗利分の固定費というのが損益の分岐点の方式なんよ。

それで起こしたら、7年は15億しか売ってないけど、損益の分岐点、売上高はなんぼや言うたら、31億売らなんたら、プラマイゼロにならんよ。

ほやけん我々は経営の中身に入るべきじゃないというのが、私は言いたいということで、我々がその中身まで入って、おかしかろがじゃの言うことは必要ない。

そりゃあ、だれか専門家に任して、やるべきやと。

それを言よるわけ。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 瀧野委員の言われた利益率の関係が多分限界利益率のこと言ってるんだろうと思うんですよ。だから限界利益率はですね、もう本当にずーっと1を切ってますから、0.1を切ってますから、とてもじゃないけど経営が成り立つ状況ではないんですね。ですから、あそこは利益を出すためにはとんでもない数量をひかなんたら、機械がぶち壊れてもかまんぐらい、もう連日連夜費から聞かんと、それでも少しの利益しか出ないという、そういう構造なんですよ。

だから、やはりもう言うたら無理して操業しよるような状況の資料に見える組合からの指導、後で説明しますけども、ですから、これはなかなか、もう組合の中でどうするこうするという話に多分なるんだろうなと思いますけど、町がそういうそのほったらかしの状況にしていたということも、今までの大きな

問題の1つだと、その上で補助金も、出して、その補助金の効果も現れてないというのが現実大きな問題となってこの特別委員会の存在があるんだろうと私は思います。

以上です。

大原委員長 それではこの件は資料6の経済効果についてのところになると思いますんで、ここについてさらに詳しいデータを出して説明を願いたいということで、依頼をするということでよろしいでしょうか。

それが結局なくなれば、すべてなくなるということですので、この資料6の経済波及効果をさらに詳しく説明をいただきたいと、データとして説明いただきたいということで再度依頼をかけるということにしたいと思います。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 もともとが大体、月に5000立米、年間6万立米というのを目標に、あつこの製材をやってきたんよな。ほで、その原木単価が幾ら、さっき言ったように、歩留まりが幾らで、製品、どれぐらい、まあ言うたらその後の残材は、最終的には何で売りよんやと。全く売れんもんは何にしようやというところまで計算されせないかん。原価率とは。

ほで、まあ言うたら、それさえ計算したら、毎日どれぐらい儲けよるかいうのは、もう簡単にすぐ出るんよな。

あとは、売上上がっても下がってもおんなじという固定費。それから売上がたったら多くなるという変動費。どっちから出しても損益分岐点は出るわけよ。

ほやけ、その今言う1日の原木が幾ら、その歩留まりもあり、ほいで製品にどれぐらいなつて、残材が、どれぐらい売れて、実際原価はどれぐらいかかって利益がどんだけでよんか、簡単に出るんよ。

その辺をしっかりと出してもらったら、ええんじゃない。

大原委員長 それについて、先ほど岡部委員もおっしゃってたと思うんですけど、森林組合から損益分岐の考え方が出てると思いますんで、そこでまた皆さんでご議論いただいたらと思います。

瀧野委員	立米を何立米ひいたら何とかかんとか言うんじゃない。 何立米引いたら、損益の分岐点を超えると。そんなもんで到底難しい。 引いたら引くほど、ほやけん言うたら、それで言うていったら、その粗利益率。粗利が幾らあるかという、普通やったら、あれじゃないん、製材 15 % から 22 % ぐらいないといかん粗利が。ほやけど 7 年度で調べたら 7.61 % しかないんよ。利益が。ほいで、それを、例えば 15 % あったら、全く違うわいな。それは。倍じゃけん。それは言うたら、粗利益率が低すぎるんよ。ということは、作った製品も値良うによう売りよらんという、原価に近い状態で販売しておるということよ。 ここまで私らは突っ込む必要はないと、それ最初からいいよるんよ。
大原委員長	ちょっと後程ご意見でお願いしたいと思います。 それでは先ほどの (高橋誠委員を指名)
高橋誠委員	岡部委員がさっき言った経済効果のどこなんですけどね。これ町から提出された資料の 6 の、岡部委員これ一緒にちょっと見てもろたらええんじゃないけんど、今町外のも、分も入っとなると言よりましたけど、これ町外に還流する支出の欄のところも、町内の支出だけでこれ起こしとんじゃないですかね、これ。これ、町内支出になっとりますよ。
大原委員長	(岡部史夫委員を指名)
岡部委員	それは表は、私は信用してません。 だって私が申し上げたその森林組合が、自分とこが父野川の事業所を営営するのに、こんだけの原木入れて、そして、市場からどんだけ出た、それから直接民間の業者からどんだけ入れた。ほんでそれ以外を県外の業者からどんだけ入れた、ほでまた、県外の業者にどれだけ出したというのを全部出てます、これ。だから、それと照合しても、町が作ってる森林組合が作ったかどうか知り

ませんよ、これ。でもこの資料は私は信用しません。

森林組合が出してきた資料は、やはり一番の、自分とが出した資料が一番のベースかなと思いますので。これはね、全く当てにしない方が、話がしやすいと思いますよ。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 大体26億と言われとんよな、木材の総生産いうたら。民間の製材の部分がちょっとそれでかけとんかなという話を聞いておるけど。5億いうたら太いよ。実際に、たった26億しかないんよ。ほで言うたら、その辺はね、やっぱり数字でデータで出してこんど。言葉で、いやこれぐらいはあるじゃろうじゃのいうことでは、いかんということよな。

波及効果なんかないと思うよ、あれやったんで、久万高原町は大損しとると思うぜ。毎年毎年大赤字出して、これは。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 この5億円について後で語るにしてもね、今、瀧野委員言われたように、5億というものがどんだけ山元に影響が即当たるかっていうのは一番わかりやすいのはですね、市場。久万木材市場が大体、五、六万立方と言われてますね、年間。ほて森林組合が、8万ちょいぐらいすかね、ほであと、県森連が3万から、幾らぐらいな感じで、なぜ一般のものも含めて年間総生産が18万立方と言われてるのが、この町の木材の生産高なんですよね。

ということは、久万木材市場が年間五、六万立方、そこがすっとなくなったら、これはもう即、山元はものすごい影響を受けますよ。

だって市場がないんですから、出し場がないんですから、森林組合は出したくても置き場がないから入れてくれるのと、そういう状況ですから、ここ父野川事業所がなくなるなんかよりも、木材市場1つスポンとなくなった方が、山元はどこへ出していいかわからんなるけん、結局、山から木が出んという、だからそういうロジックからしたら、先ほど、高橋委員が言ったけども、町が出

した資料というのは、全く信憑性がないと、現時点ですよ、思います。

以上です。

大原委員長

再度、これは資料を求めたいと思います。ただこの5億円の内訳については町からは、ある程度のところは出ておりますが、これがしっかりした数字なのかどうかというのも含めて、もう一度説明を求めたいと思います。

続きまして質問番号23にいきます。

雇用の実績を把握したいので、父野川事業所の雇用の変遷の一覧表ということで、これは提出をされております。ご確認いただいたと思いますが、この件、よろしいでしょうか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

この雇用の関係ですね、これ、結局、多いときは四十七、八名ぐらいいたんですが、現状、数ヶ月前までは40名近くということで、現状は33から35ぐらいまで落ちているようですけども、結局、固定費、人件費あたりの固定費が、なかなかそのいう、雇用の問題もあって人員整理ができなかったっていうところ、この固定費の多さというのが、やっぱり父野川のいわゆる利益率の関係からして、利益率がそう高くない中での固定費の高さというのが、この雇用の、今までの経緯についても見ても、やっぱりそこがやっぱりかなり経営を圧迫している理由の、1つかなというふうにも思いました。

以上です。

大原委員長

その他ないでしょうか。

これは見ての通り一覧表が出ておりますので、よろしいでしょうか。

大原委員長

次行きます。

24番ですが、父野川事業所の製品が町内でどれぐらい活用されているのか具体的にわかる資料ということですが、資料としてはないんですけれども、町内の工務店への販売が1%未満、町外事業者に販売したもの、町内で活用することによっては、未把握ということで、ほぼ町としては掴んでいないという

形だと思います。詳細わからないというところの回答だと思いますが、もうこれはちょっとこれ以上、町には追及することは難しいと思います。町では、把握していないというところだと思います。

最後、町に追加でお願いした最後ですけれども、これは父野川事業所採算性向上のために設備更新が必要であり、その場では操業停止と判断された、理事会の話ですけど、そのあとに町の関係者が赴いて、操業継続を願い出た事実は定例会 6 月の定例議会で確認をされております。その方は、今後の必要経費等について試算を行った上で願い出たのか、確認をしたいということでの回答が来ております。ご確認をいただいたらと思います。

ここは皆さんにご意見求めるというか、このような回答が返ってきております。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 これは現状、その事実を確認する、森林組合からの非公開という縛りがあって、現在封印されたままの状態でございますから、これはしかるべき時期にそれを見るようなことができるようになるまでは、本会議で首長等々が答弁された内容が一番直近のデータかなというふうに思っておりますので、この件については、現状はそれ以上なかなか類推ができないという状況かと思います。

以上です。

大原委員長 その他ご意見ないですか。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 これ原木の流通、雇用、その他いろいろ書かれとんやけど、私が調べた範囲では、ここがどうしてもなかったら、木材の流通がだめやとかいうことにはならんと思うし、原木単価の問題にしても、全く下がってはいない。上がってもない。通常通り回りよというふうに思うんね。

ほやけ、この文言でこう書いて回答だけやしに、数字で、実際に市場行ったら、誰でも見せてくれるんやと思うんやけどね。18センチから22センチの今の原木単価幾らなん、27センチ・はどうなん、杉の中目丸太はどうなん。

それは全部教えてくれると思うんよ。調べたら簡単にわかるわけなんやけん。

ほやけん、上がった下がった高なったけん、補助金出したじゃの、もう全くつじつまが合わんのよね。その時も調べてみたら、全然上がってない。通常の価格。

ほやけん、役場が答え出してきとるけど、そうではないよね。

ほで、製材所がないなったら、その経済効果が云々って言うけど、それよりは赤字の効果の方が高いんじゃないかな。

森林組合も父野川事業所がなかったら、言うたら活性化センターと市場で、人数も少なくして、経営しとったら、悠々自適で経営ができとったと思うんよ。父野川事業所が大きな荷物やったと思う。

そこら辺を、やっぱ我々久万高原町の議会議員としたら、やっぱり林業振興上ほじゃどうかな。やっぱり必要なもんやったら絶対作らないかん、更新せないかん。必要でないものは私は作る必要はないと思う。

これは、いや、しっかりとしたデータを出して、そのデータは他の人にやってもらって、結論を出していくという方法と、やっぱり取るべきだと思います。

大原委員長 これは質問に対する町からの回答ですので、こういうところで受けとめていただいたらと思います。

瀧野委員が今おっしゃったことは、それはこの後、森林組合の中で出てきますんで。これは町からこういう回答が返ってきたということですんで。

岡部委員がおっしゃった、定例会議で、今の定例議会で答弁された内容として今のところはもう判断するしかない。もうこの事実しかないと思います。

経営の中身については、この後いきますんで。

瀧野委員のご意見をまた検討させていただきたいと思います。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員 ええかげんで、町はね、原木流通の父野川事業所が影響するというのはね、もっとね、現実を見た上でわかりやすい説明をせなんだら、もう幻のようなことをね、もういまだに引きずって、或いは、生命線であるかのごとく言うのはね、もうやめていただきたいと私は思います。

以上です。

大原委員長

続きまして、森林組合からの回答の件について、ご確認をいただきたいと思っています。

同じように1ページめくっていただいたら、A4横で回答が返ってきております。

まず、質問番号1番、父野川事業所の従業員数、人件費について資料提出を求めましたが、これは質問番号1番2番共通して、人員と人件費の推移という形で一覧表を作って提出をいただいております。

ここで、人件費と人数はしっかりと確認できると思いますが、町から提出されたものとこれはもう同一でもありますけど、何かご意見ございますか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

先ほども申し上げますが、この表を見る限りですね、従業員数と人件費に関わる関係性から見てもですね、やはり2億、多いときは2億1600万という、かなり高い人件費が必要となっております。

ですから、やっぱり経営の合理化ができなかったのかどうかなあというのが、1つわかりにくい点ではありますけれども、この人件費の高さというのは、経営に大きな圧迫を与えていたというふうにも受け取れます。

以上です。

大原委員長

その他ございませんか。

これは従業員が必要か必要じゃないかこれはもう我々が判断できるところではないんですが、人件費率が高いというのはご指摘のことかと思います。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

人は人件費は多かったってかまんと思うけど、それに付随して、やっぱ売り上げなり利益なりが上がってんであれば、労働生産性、その辺まで見ると従業員の給料だけではどうもならないな。

ほやけ、それは今度、経営の中に入っていかなんたらわからん。

大原委員長

それでは、質問番 3 番に移りたいと思います。

平成 29 年から直近にかけて在庫、製品在庫増えているというふうに読み取れるけど、その理由についての説明を求めたところ資料ではなく、このような回答が返って参りました。これは森林組合としての意見でございます。

これは材積じゃなくて評価額なので、まずは令和 5 年にかけてウッドショックで、販売価格が増加したので在庫の評価が増えて、在庫額が増えたというところになるの回答です。それから令和 6 年以降はウッドショックが終わって製品の動きが販売が停滞したと、そして評価額は高いままなので、在庫金額が増えたというところ、これはもうこういう回答が来ております。

よろしいでしょうか。

大原委員長

続いて 4 番に移ります。

系統出資金と系統外出資金、令和 6 年度から出資金の表記が変わったんですけれども、その理由と内容について説明を求めたところ、別紙 4 という形で返ってきております。

一覧表で系統出資、系統外出資ということで、その出資先が返ってきておりますが、以前までのと表記が変わっただけというふうに読み取れますが、何かよろしいでしょうか。

出資がゼロにしたというわけではないというところでご理解をいただいたらと思います。

次 5 番、平成 13 年から令和 7 年度の純資産の出資金の件ですけれども、旧小田町の脱退の影響かというところで、説明をいただきたいと。それから、そのあとの増資がなされたかというところで、このような回答が返ってきております。

平成 17 年に小田地区の組合員の大量脱退に伴って、内子町森林組合へ譲渡行ったと。当時の借入金、2 億 8000 万程度あって、現預金が 2000 万程度あることから、資金不足となって、平成 18 年度に増資運動をしたところ 7500 万円増資をしたという回答が返ってきております。

これはもうこの通りということです。

何かご意見というか、こういう回答が返って参りました。

よろしいでしょうか。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

これほやけど、今現在その出資金額はわかるけど、その出資額自体が出資金自体が、幾ら残っとるかいうのはわからんのやろ。5億弱あるよな、出資金が、自分とこの出資金が。3700人ほどの組合員で5億弱ある。

言うたら、出資金が幾ら。使うてもいかんということはないんやけど。

大原委員長

これはですね、非常に見にくい貸借対照表なんですけど、令和8年度の貸借対照表が出とったと思うんですが。

いいですか、実際、現預金と出資金を比べたら当然出てくると思います。提出はされてます。ちょっと非常に見にくい貸借対照表なんで、今すぐには出てこないんですが、資料としては提出されております。

ただその出資金がそのまま残っとるかというのは現預金あたりの話になってくると思いますんで、それは後程確認をということでしたいと思います。

6番、これは先ほどの町のと一緒ですが、父野川事業所の施設整備における将来の設備更新、或いは、修繕費の負担割合や責任の取り決めはあったのかというところに関して、こちらを森林組合側から、特に取り決めはなかったよと。稼働による費用が発生した場合は、組合負担で行うという認識、いうふうに組合から正式に回答があります。ということで、森林組合はすべて森林組合が担うという認識をしてたということです。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

さっきの町の関係でもありました通り、森林組合としても、特に困ったときの取り決めはしてないんだと。

だから、経済事業を行う以上は、森林組合の責任として、修理は負担するから、特に取り決めはしてなかったという、これ明確な森林組合としてのメッセージなんで、だからこれ、森林組合の本来負担すべきところをなぜ町が見たのかというところに、ここが大きなポイント。町も、不明確な部分があって、

	そこは今後追及するところかなというふうに思います。 以上です。
大原委員長	(瀧野志委員を指名)
瀧野委員	言うたら、愛媛県の条例監査を受けとるはずなんよな、定期的に。そこら辺の問題は、一切これちょっと触れてないんやけど、そこら辺は、ずーっとパスしてきとんやったら、県も応分のやっぱり責任あると思うんだけど、その辺はどんなんかな。
大原委員長	どんなんかなと私に聞かれてもあれですけど。 (岡部史夫委員を指名)
岡部委員	県の部局の方ですね、上部の指導監督庁の責任として、経営指導監査をされていると思います。直近で。ですから、今瀧野委員が言われたように、県による経営指導監査が行われた事実があるのであれば、その写し等を提出を願いたいと。拒むかもしれませんが、それは要請してもいいんじゃないでしょうか。 出来上がってますから。 (発言するものあり)
大原委員長	設備を整備したことに関する県の補助金を受けているはずなので、それに対する県の監査の記録があれば出していただきたいということですか。
岡部委員	違います。
大原委員長	違います。 (岡部史夫委員を指名)
岡部委員	森林組合全体のね、組合事業を行う中で、いろんな各種販売とか、森林整備

それから父野川、或いは、菅生とか、或いは、そのしいたけ販売とかいろんな
んがあるんですよ。だから、組合の経営事業全体を、上級官庁の県の指導監査
というのが、多分2年か3年に一遍あるはずなんですよ。

だから、それも行われとると思いますので、その中に父野川事業者の記述が、
多分入ってるはずなんです。だからそれを、経営指導監査があったのであれば、
その写しを提出願いたい。でいいんじゃないかな。出す、出さんは、組合さん
の判断になりますけど、今瀧野委員が言われよったんは、そのことだと思います。

大原委員長

はい、わかりました。

これはもう民間ですので、またお願いレベルになりますけど、県の監査記録
直近の分を依頼したいと思います。よろしいですか。

今の6番については、先ほどから岡部委員も重要だというお話をされました
けど、当初から事業主体は森林組合であって、森林組合も更新、或いは、修繕
等は組合負担という認識を持っていたということは、これ皆さん、認識をして
いただきたいと思います。委員会として、これは認識していただきたいと思います。

続きまして7番に移ります。

直近で、任意積立金が2億円程度じゃなかったかな、1億数千万だったと思
うんですけどあったと思うんですが、この使途についてですが、明示というこ
とで回答が返っております。どれに幾らというのはないですけれども、3項目、
機械設置施設整備積立金、これは老朽化や故障による設備更新修繕、まさに今
のところを使うための積立金、それから損失補填積立金、これは将来の赤字と
いうところでこれについてもある程度積み立てをされてとると。それから特定
業務負担金積立金、この3つについて、積み立てをされとると。3番について
は年金制度の将来的な負担というところで、上記2つの損失補填と機械施設整
備について、ある程度の積み立ては森林組合でなされているというところで、
認識をいただいたらと思います。

何かご意見ございませんでしょうか。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員	ある程度いかなので、自己責任で100%積み立ててもらわないかんということよな。そらそうよ、経営責任がある。
大原委員長	ちょっと現状、これまた、ちょっと出しにくいですが、幾らというのも今回資料を出させていただいておりますが、その何十億という額ではないですが。十分に足る額ではないというのは、認識をしたいと思います。 続きまして8番、流動負債の一時預かり金、これ何なのかということで回答が入って参りましたのが、職員の社会保険料、預かりです。それから森林組合のプロジェクト事業の山主から預かった木材代や精算前補助金ということで、これはこういうことなんです、よろしいでしょうか。 特に、問題となるところはないかなと思いますが。
瀧野委員	活性化事業じゃないん。
大原委員長	そうですね。プロジェクト事業。というところです。 続きまして9番、借地権について、多額の借地料、借地権が固定資産で計上されております。これ、どんな権利というのかということで返ってきましたが、土地を借りて建物所有を目的として、その土地を利用する権利ということなので、まさに父野川事業所であったり本所等であったり、それを利用する権利の借地権、読んで字のごとくです。 (岡部史夫委員を指名)
岡部委員	借地権が多額の借地権が計上されているということですよね、それに対する答えになってませんよね、これ。 人をバカにしたような意見ですよ、これ。正直言ってね。 これはねえ。出す出さんは知りませんよ。もう、答弁になってないので、再度答弁を求めます。
大原委員長	いや、

岡部委員 いや、だってなってないじゃないすか、これ。

(発言するものあり)

岡部委員 いや、多額の借地権が計上され、どのような権利があるのか明示願いたい、
ですから。それにプラスアルファして、何ヶ所ぐらいどのような目的で借
られとるんでしょうかぐらいお聞きするんで、参考のためですから。

大原委員長 直近でですね、4300万ですね、借地権。

固定資産で借地という形になってますが。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 土地を借りて建物の所有を目的として、これ全く意味がわかりませんよ、こ
れ。

大原委員長 個別で明細出してもらいますか。

岡部委員 あんたらそんなこと言う必要ないんじゃないかな。

大原委員長 どういう回答が返ってくるかわかりませんが。

ただお金にならない試算ではありますけど、これは。はっきり言えば。

岡部委員 ように聞いても、大した意味じゃないけんね。

大原委員長 どうしますか。

明細を求めますか。

岡部委員 もういいです。

大原委員長

それではそういうことでご理解いただけたらと思います。

これは明細は求めないということで行きます。

質問番号１０番、父野川事業所の稼動開始から５年の償却資産と、それから直近の償却資産明細一覧。それからこれ１１番も関連してます。減価償却の関係です。これは資料が、別添の１０の１固定資産台帳という形で提出をされております。稼動開始からの５年については、もう多分、資料の保管期限過ぎたんじゃないかと思われそうですが、見つかりませんでしたという回答です。

これ一、見ておわかりのように、固定資産として設備、すべて減価償却も過去なされてきたという結論になると思います。

ご意見何か。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員

やはりもう、減価償却としての費用負担がない現状ですから、やはり本来はもっと利益が、通常ですよ、利益が出てもいいはずだというふうにも思います。ですから、減価償却の明細を見る限りは、経営上の負担にはなっていないということが、これでよくわかったかなというふうに思います。

以上です。

大原委員長

物としてももう森林組合の物という形でもしっかり登録され、事業主体が森林組合、この物も森林組合という形で、これは委員会としてしっかりと認定をしたいと思います。

ここです、先ほどから瀧野委員からご提案もありましたけど、経営については、やはりしっかりと分析すべきではないかというようなご意見もございました。

今まで経営関係の資料、提出もいただきましたし、追加資料でありましたけども、瀧野委員ちょっともう一度、ご提案をいただけたら。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員

先ほども、そのように原木幾ら仕入れて、製品が幾らの製品ができて、それで残材については、何に幾ら売って、もう売れないものはこれだけ処分し

た。原価率の問題あたりから始まって、そういったことまで我々が調査するってのは難しいし、さっきも、あらかじめ言いましたが、これだけの資料の中で、固定費、変動費、これを分けて、損益の分岐点売上が幾らや、出すのは簡単に出来るけど、やっぱり専門家にしっかり見ていただいて、第三者にその辺の答えはいただいた方が私はええと思います。

議会は、それを議会として出すのが仕事ではないんで、公金を不正に出してんではないかとか、我々の目的はそこら辺りにあるんで、それはそういうふうにしたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 先ほど意見があったように、直近の、多分昨年か一昨年ぐらいだろうと思うんですが、県の方ですね、条例検査というのを定期的にやられておりましたから、その資料、監査結果資料を出していただけるのであれば、それでおのずと、その経営判断という、組合の経営状態がどうであったかっていうのは、現状が把握できるんじゃないかなと思います。

それで、今ひとつ私たちが確認しておかなきゃいけないのですね、この別紙の13-1。いわゆる年間原材料購入に始まるこの資料ですね。

この資料が一番、今日の組合の資料の中ではですね、重要な資料かなと思いますし、この資料を総括することによって、父野川の事業所の存在がどうか。

そして、町内から父野川事業所に対する供給原木がどういう状況であったかかっていうのは、これよくわかるんで、これをちょっとう総括していくことが、今後の特別委員会の中間報告に向けてもですね、大きな意義を持ってくるんだろうと思いますので、ぜひ、ここの13の1、今の瀧野委員の意見も踏まえながらですね、この13の1をちょっとうざらっと総括をしていただきたいと思います。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員	今、岡部委員は岡部委員の意見で、私もそれは、そのところは、みんなで検討したらいいと思うけど、経営に関すること、これ一番肝心なことやし、間違った判断をしてもいかん。そうするとやっぱり専門家にやってもらって、結果を出してもらったものを、我々が判断するという方法が一番いいかなと。 このことについて、決をしっかりとまず取ってもらわないかんと思いますが、どうでしょうか。
大原委員長	(岡部史夫委員を指名)
岡部委員	瀧野委員のおっしゃることもよく理解もできますし、森林組合の町が関わった父野川事業所の経営のあり方、それは専門の方の知見によって、調査を分析をしていただいて、それを委員会に報告いただいて委員会が最終報告をするということになるのか、やっぱ切り離してやっていくのかということになると思うんですが、仮にその調査を専門の方をお願いするという方についてもですね、やはりすでに9月議会に中間報告という予定が目前に迫っておりますけれども、当然、今まで議論、確認してきた中では、不明瞭な部分が、町の対応の不明瞭な部分がかなり散見をされるという部分で、こういう部分についてもですね、瀧野委員が提案があった、森林組合の外部による専門の方による、分析をお願いするというのを合わせて、町の補助金のあり方とか公金の使い方については、ぜひですね、これ専門の方の分析をお願いして、それを踏まえて、この特別委員会の最終報告という形にすべきかなと私は思います。 以上です。
大原委員長	(瀧野志委員を指名)
瀧野委員	言うたら公金の利用の仕方あたりは、最初に言うたように、我々が監視せないかん一番大きな課題だと思うんで、その辺は当然やらないかんけど。 父野川事業所を、今までのやり方で更新ができるかできんか、これやっぱり経営の中身に入っていかなと判断難しい。 ほで、長い間やっとなで、もう先ほどから答弁書見よっても、ウッドショッ

ク以外については、随分赤字で悩んどんよね。もう答弁も出ると。

それがほんじゃ幾らぐらいどうやったかという答えは出てない。

それはしっかりと、どれぐらいの赤字で、それがどういうふうな流れで、今日まで来たのかというのは、しっかりと専門家の人に出してもらうべきやと。このことについてだけ、ちょっとどうするかを協議して。

大原委員長

この委員会の1つの目的についてはですね、父野川事業所が、森林組合にとってどのような影響があったのか。赤字であるんだったら、その赤字の影響、赤字の原因をしっかりと探って、次、設備更新するんであれば、同じことを繰り返さないように町が関わるんであれば、というところをやっぱり明らかにするのも1つの目的であったと思います。

瀧野委員、おっしゃるように現状、この財務資料は出ておりますが、正直、我々でそこをしっかりと把握することは難しいないかなと私自身も思います。ただこれが赤字の原因じゃないかなと推測はできますが、これを外部にしっかりと、赤字の原因を追究してもらいたいというところかなと思うんですが、皆さん、どのようにお考えでしょうか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

やはり委員長が今言われた部分プラスアルファですね、瀧野言われた、要はその父野川の事業所に対してが、事の発端なんですよ。そこに対する公金の、いわゆるその補助金、支援金、これは曖昧じゃないかなという部分と、それから赤字でありながら、操業を続けることを断念した森林組合の判断を、町長が行って覆して、現状は森林組合も認めてますよ、赤字だろうと思いますよ、これ。だから、毎月1000万近くの赤字が、もう数ヶ月続いても3000万を多分超えてるんだろうと。

だから、この関係があったからこそ、何でこんなことになったんだ、じゃあ今までの補助金出してきたのは、本当に出してよかったのかという公金の扱い方が非常に不明瞭な部分があったからこそ、大原副議長が、これはおかしいでしょうということで補正の部分を議会としては蹴ったわけです。そのあと、このままではだめだ、町民に説明ができないということで、大原副議長の提案も

あったり、皆さんの議長の指導のもとで、ご賛同を受けて、この特別委員会が存在しているわけですから、やはり最終的には公金の問題がどういうふうに取り扱われたのかというのがですね、それも結構、大金の金額なんですよ、これ減免もそうですよ。だから本来入るべきお金が入ってない。そこらが父野川事業所のことを発端にして起きたわけですから、この解明はですね、もうやっぱりやらなきゃいけないし、それを超えた法的判断は、我々この特別委員会でするのは非常に難しい部分があります。だからこれは、やはり第三者にお願いをして、その結果報告を受けて、最終的に、特別委員会として報告を議会にして、町民にお示しをするという、法的法令の解釈等々、かなり複雑な部分がありますから、当然、この特別委員会としても、大変重要な任務で、その最後の最後まで、この特別委員会で、法的解釈の判断まで含めて、いろいろこう書き物に残していくっていう非常に難しいので、専門の知見をお借りして、ご報告を受けての特別委員会の報告とするということで、終結を迎えるべき方向性が今一番大事なんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

大原委員長 (熊代祐己委員を指名)

熊代委員 もう経営診断の方を、外部の方に出して、その第三者的に、きちっと見てもらうような形をとるんが一番だと思いますんで。それで決をとっていただいたらと思います。

大原委員長 瀧野委員おっしゃるのはもう経営、それから岡部委員は、補助金の使い方もっと2つ違うところが今ごっちゃになっと思いますんで。

まずは、その経営のところについて、赤字の要因をしっかりと第三者に探っていただくということで、我々もある程度掴みはしますが、

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 再々いろいろ言ってきたけど、なにも粗捜しよるわけでも何でもないんで、林業振興、森林組合が頑張ってきてもらってるんもわかる。

ほやけど、森林組合の経営が大変やのにそれ続けていくということは、さっきの5億の効果があつたじゃんの言よるけど、そんなことに繋がらるので、本当のことはどういうことかということを我々はしっかりととらえるべきやと思う。本当に新しい計画が出てきて、それがもう上手いこといくんじゃということになったら、応援もせないかんと思う。

ほやけど、まずはしっかりと経営については、しっかりととらえるべきじゃないかと。

我々でできるか言うたら、なかなか難しいと思う。そこのところを、やり方を提案したわけで、そこだけは今議長が言ったように。岡部委員が言いよる、公金の扱い、我々議会の責任から言うていったら、そこのところが一番大事なところなんで、それはそれで別問題でやるべきなんよな。

そういうことでいいんじゃないすか。

大原委員長

わかりました。

外部に依頼するんだったら、何をどう依頼するか、ある程度皆さんで共有して決めていかなければならない。外部に委託するだけはいかんと思うんで。何についてしっかりと把握、報告していただくかということが必要だと思うんですが。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

ほな提出された財務資料を全部出して、これによってこれでどうですかということよな。専門家の先生が足らん言うたら、その部分はまた追加でお願いして出してもら。ほんで、それはもうはつきり言うたら、そう難しいことではないと思う。その期限よね、期間よ。ずっと前から全部やるのか。その辺がこないだから言よるけど、問題やないんかなと言よるんよね。

議論は、全体についてしてきたわけやけん。

ほやけど、それどうか。

大原委員長

(阪本雅彦副委員長を指名)

阪本副委員長	この資料は、議会に対して提出された資料で、外部の分析をされる方に、森林組合がこれを出してもいいか、町が出してもいいかっていう、またその問題もあろうし、検査をしてもらう、調べていただく方がどういう方になるかによっても、また森林組合の対応も変わっていき我想いますんで、これなかなかそのどういうものを出してくれるかっていうのは、総代会の資料ぐらいじゃったら、どこにでも出して問題ないと思いますけれども。 ちょっとそこところは相手さんに嫌がられるというか出してくれたら困るということができてくるんじゃないかなと。
大原委員長	(瀧野志委員を指名)
瀧野委員	これ公開された資料が出てきとんよ。公開された。総代会の資料が出て来とんよ。これが見たらいかんじゃろうということは、公開したらいかんじゃの言うんですか、森林組合。
阪本副委員長	総代会の資料をもとに判断できるだけのものでやるんだったらいいですけど。それ以外の・・・
瀧野委員	以外とか、以外でないとか。昨日の秘密会も一緒やけど、そんなことはありえないはずなんよ。そんなことが存在すること自体が。公金使うて事業やっとなるのに、この資料は見せるけど、この資料は見せんじゃのいう事業所に、町のお金なんか使うとったら大変よ、これ。 我々議会は全部理解しとるはずなんやけん。した上で、公金を出しとる。それはそうじゃないといかんのよ。それはしっかりわかっってもらわな困るんじゃないん。出してもええ、出したらいかんじゃのいうことはないと思うがな。
大原委員長	(阪本雅彦副委員長を指名)
阪本副委員長	それは森林組合が考えられることで、議会が、判断をする事業者に頼むにせえ、どこに頼むにせえ、そこと森林組合の交渉の中で決まっていくな話だと思

いますので、それを強制することはできないと思うんですよ。

先ほど、もう1つかまんですか。

先ほど、県の監査という話が出ておられましたけれども、同じくですね、森林組合連合会、県の森林組合連合会の監査をされておるんじゃないかなと思うので、監査資料の請求、監査結果の請求をするのであれば、県の森連の監査結果も併せて請求していただいたらいいんじゃないかと思います。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 瀧野委員が言われたようにですね、やはり一番スタートラインのところでの、やはり資料の提出要請書、依頼書という、そこに1つ気を配って検討しました。

やはり、何が越権じゃないかどうかっていう、町が森林組合に対して、補助金出したり、公金を使ってやってるから、その関係も踏まえながら、議会としても、公金の使い方について調査をしたいんだと、だからご協力いただきたいというんで、公金を使う、使い方について出してもらおうと資料なんですよ。

だからそれはね、あと議会が森林組合にね、使っていいですかなんていう話ではないんで。これはもう、議会としてですね、これはいかにどうあるべきか、町民にお示しをするべきかで、別に森林組合に付度する必要はないんであって、やっぱり権利権限というものが存在しますけども、それは法律を調べていけばええ話であって、まずはここまで来た以上は、これは粗捜しをするとかしないとかそういうことじゃなくてですね。やはり、基本は公金が適正に扱われているだろうという中で、幾つかの疑義が生じているということで、町と森林組合に対して、その関係部署の、いわゆる公金の流れについて今調査をしているわけですから、これはもう調査権限に基づいて、発議して議会でも議決された条項でございますのでね。

これはもう、組合に遠慮する必要はないと思いますよ、それは。でもやっぱり町民に対してしっかりと、やはり議会としてのありようというものを見せる意味ではですね、やはり、先ほど来申し上げている方向性というのは、是非ともやっておかないと、中途半端なことでやってしまうと、なんだ

ったということになって大変なことになると思います。

以上です。

大原委員長 あのですね、森林組合から当初いただいたこのファイル、緑色のファイルの一番表に「取り扱いに関するお願い」これ森林組合の発番まで取った公式文書なんです、第三者への提供開示複製転送はご遠慮くださいと明示はされております。なんで、これはここで決めたからと言って森林組合で黙って、出すというのはちょっとまずい。ただ、財務資料に関してはこれ、公開資料のはずなんで、今更出してはいけないということはないと思うんですが、黙ってやるというのは、ちょっとルール違反かなというのは。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員 黙ってやなしに、それは、例えば理事会の議決案件については、封筒に入れて、議長が預かって帰った。開ける開けんはここで決めてくれいう。ほら、私はその時に今開けるべきじゃないんかと言うた。ほやけど最終的には、そのところがさ議論される、元なんよな。ほじゃけそれは最終的には開けないかん。開ける時期が今じゃなかったということ。

それと、特別委員会に出したらいかん資料は出してこんわけやけやけん、向こうが。出してきたいうことは、これははっきり言うて、公開された資料しか出してこんやろね。

大原委員長 いや、その理屈はわかるんですが、公文書として、これが届いているわけなんで、第三者への開示はご遠慮下さいと。

それを、こちらの解釈でやってしまうと議会としての責任は私は問われると思うんですが。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員 ちょっと待って。

ただ、第三者と言うけど、第三者委員会を持つという話で第三者と言ってるんじゃだろ。

大原委員長 いや、ここに第三者と書かれているからです。公文書に書かれてます。

瀧野委員 いや、書かれとんはかまんけど、ほやけど、これ、第三者じゃない我々ができんことを、委員を頼んでやってもらうんやけん、我々の代わりに。第三者にはなる。

我々がこれ経営についてわかる人はおる。わかったとしても、こんな出してきた資料で、これはっきり言うて、委員長もできまいげ、これ、言うたら、経営判断が。それやったら、しっかりと経営のわかる人に頼むべきやと。ほじやないと正確な判断できんよ、これ。

大原委員長 いや、ですから、これを森林組合に黙って、ここで議決をして出すというんじゃなくて、やはり一旦了解を取るというステップは踏むべきかなと。

瀧野委員 そう思うんやったら、委員長がそう思うんやったら、そうしたらええんじゃないん。

大原委員長 それはそうせんと、私は最終的に議会の責任はこれ問われるような気がします。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 それは先ほちょっと私も法的なものも踏まえながらということを申し上げたわけですけども、やはり第三者ってことになると思いますね、これ公開してますよね、これ。

公開してますから、もうすでに、この資料を見ながら議論した数字、内容、これもうすでに公開してるわけですよ。ホームページで。ですからね、第三者に公開っていうのは丸投げせんように、不用意に渡さんようにしてくださいってことですから、やっぱり必要な手続きはとりながらですね、私がなぜこんなこと申し上げるかっていうと、このままいくとですね、百条委員会までいってしまいそうなんです、ある意味で。これはね、百条委員会まで行かなきゃい

けないんだったらそれは仕方がない。でもね、私は極力、百条委員会までは持って行きたくない。

やはりこの委員会の中で、やはり委員会として、要約した形で、現時点でこういう、解明できない部分が残っている法令解釈もある。だけどこれは専門の方々に、お任せをして、その報告を受けて、委員会として最終報告をしていくというのが、やはり、いろんな意味でもいいのかなという意味で申し上げてるんで、やはり委員会としてもしんどい部分もあると思うんですが、やはりその中でベストな選択肢を選んでいただきたいなというふうに思います。

大原委員長 （熊代祐己委員を指名）

熊代委員 経営診断を外部に出すということで、あとその組合に対する、ここに書かれる提供の分については、また多分お願いに行くんやったら僕の方になると思うんで、僕がお願いにもいきますし、そこで、その外部に診断をかけていいかということちょっと全員で決とってもらって、採決してもらって、決めていったらいいんじゃないかなとは思いますが。

大原委員長 それで手順を踏みますか。

熊代委員 手順を踏みます。ここで皆さん賛同してくれるんやったら、手順を踏みます。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 ここで決をとって、ほで頼んでいかんのやったらいかん。いかんということは、見られたら困るけんいかんというんやったらよ、出さなんだという結論を我々が出したらええんでな、いかんというんなら。出てきた文章がほんなら、見せたらいかん文書が出てきとるわけやろ。

大原委員長 いや、第三者に開示をしないでくださいという条件がついとる。極論をちょっと言ってもしょうがないと思うんで・・

瀧野委員 最終的に言うたら、今議長言うたように決をとって、ほで、いかんと言うか、いいというか、向こうの判断に。

大原委員長 もう向こうに。

瀧野委員 百条やったってそうなんよ。

大原委員長 お伺いします。

瀧野委員 それは向こうが出すと言うか、言わんか同じことやけん。

大原委員長 すいません、ちょっと整理をさせていただきます。

もう公文書で第三者への開示、複製、転送はご遠慮くださいって、これもう公文書で来ておりますので、まずその経営について、第三者に赤字の要因をしっかりと探っていただくという内容で依頼をするかどうかをまずここで決をとりたいと思います。

そのあと、そういうことで、この財務資料だけになると思うんですが、この資料を、もしやるのであれば、第三者、そういった専門家に開示していいかというのを、森林組合に正式にお聞きするという手順を踏むべきだと思うんですが、その方向性でよろしいでしょうか。

(はいの声)

大原委員長 そこでもし駄目だとなったら、当然、駄目だという話になりますので。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 そこでね、やはり我々として考えなきゃいけないのは、やっぱり要点をどことどことどこかというところに要点を絞らないと、もうとにかく全部見てくださいと言うてね、監査法人じゃないんですから、やはりこれは公金の取り扱い

方の流れの中での、やはり不明朗な部分が散見されるから、それを調査確認をするということで始まってますので、あくまでも父野川事業所だけの存続云々のことではないんで。だから、そこらあたりはもう要点を絞った上で持っていかなとおかしなことになる。

熊代委員 もう先に決取らせてもらわんと前向いて進まんと思うんで。それで、そのあと。

岡部委員 補足説明をしよるだけなんです。

熊代委員 いやもう先にやるかやらんかも決めてもらって。

大原委員長 経営の分析ということでご理解をいただきたいと。ちょっと公金というとなると、また別な話になってくるんで。

岡部委員 えっ。

大原委員長 公金の使い方となるとまた別の監査の話になってくると思うんで。

岡部委員 別じゃないんで。瀧野委員が言わ・・・委員長

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 瀧野委員が言われた部分は組合の経営の関係。私は、公金の使われ方の解明だから、別立てなんです、これ。

大原委員長 別です。

高橋末廣委員 経営についてということ。

大原委員長	経営についてということで、ご理解をいただきたいと思います。
高橋末廣委員	公金はおいといて。
大原委員長	まず皆さんに決をとって、森林組合に開示することがいいかどうかの手順をとります。 もうそういうふうによろしいですかね。 (はいの声)
大原委員長	それでは経営といいましょうか。赤字の要因、森林組合にとって父野川事業所がどういう存在だったのか、赤字の要因を探っていただくという形になると思いますが、経営の診断を第三者に、専門の機関に依頼をかけるということ、賛成の方、挙手をいただきたいと思います。 (賛成 10名 、 反対 0名)
大原委員長	ありがとうございます。 それでは全員賛成のようですので、経営の診断に関して第三者に、この委員会はゆだねたいと思いますが、やるかやらないかについては、この資料の開示の問題がありますので、森林組合に早急に確認を取らせていただきます。 その結果、また皆さんにご報告をさせていただきたいと思います。 (岡部史夫委員を指名)
岡部委員	あくまでも父野川の事業のことについてということですよ。基本はですよ。
大原委員長	そうです。父野川事業所が森林組合にどういう影響を与えてきたのかというところを経営上の判断という形になると思いますが。 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員	父野川だけじゃない。まあ言うたら、これはあれよね、父野川の事業がもう大きいんで、他は経営的にはそう難しいことないんよ。
大原委員長	ちょっとすいません。 時間ですが、時間延長、よろしいでしょうか。 (瀧野志委員を指名)
瀧野委員	決った、ほんで、それと言うたら、さっきから言よるけど、いかんもいかんやけど、いかんのやったら、更新問題に入ってくるんよ。決算書を見せたらいかんじゃの言うんじゃったら、新しい計画なんかできまい。 それは言うて、いかに言うたら、それは答えが出てくるわけよ。
大原委員長	そこはちょっと確認をしてからというステップを踏みますので。 なんで岡部委員の今の話し、父野川事業所がどういう影響を森林組合に与えてきたのか、赤字の要因、経営的なものですよね。
岡部委員	発端というかね。
大原委員長	何でそこをしっかりと分析をしていただいて、ここに提示していただくという事です。 ということで時間がちょっと来てますので、次に行きたいと思います。 質問番号12番、損益分岐点の件です。 (岡部史夫委員を指名)
岡部委員	さっき言った公金の関係の分は、また別ですか。
大原委員長	公金はまた、私は別になると思いますし、これはもうある程度、ここでも意見は出尽くしているんじゃないかなと思うんですが。
岡部委員	出尽くした。

大原委員長 出尽くした、ある程度はもう。

岡部委員 雰囲気的なもんですか。

大原委員長 いや、そもそも取り決めがないのに出した、出したこと、補助金も出している。それが問題だというのは、皆さんで確認もできとる。

岡部委員 それはまた後で段階的に議論するということですか。確認していく。

大原委員長 その問題を出すか出さないか以前に、皆さん、問題だというのは認識されている状態です。

岡部委員 了解です。

大原委員長 質問 1 2 番ですね、損益分岐点の資料。これ詳しい資料が、別添 1 2 という形で出てきております。
令和 8 年 3 月末、今年の 3 月末の条件で作成したということで出ております。
(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 この損益分析については、以前、町の資料でも出てきておりましたし、その後 4 月以降になぞらえて出されたものと理解しておりますが、ほぼほぼ似たような考え方ですので、これはスルーしていただいて、次の 1 3 - 1 の方の、年間原材料購入の資料、ここの議論というか、意見を出させていただきたいと思います。

大原委員長 損益分岐点については、もう令和 8 年 3 月末の時点の単価とか、その辺の条件ということでご理解をいただいたらと思います。

1 3 番に移ります。平成 1 8 年から令和 8 年度、年度ごとの原木購入量、材積等の出来高、あと製品出来高の提出ということで、別添 1 3 - 1 の資料が出

てきております。一覧表です。ご確認いただいたと思いますが、令和3年からの分が出ております。

十三、十二ですね、13-1、13-2、ご意見ございませんか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

大体これをざらっと見てみますと、父野川事業所の原木購入量なんですけれども、2021年ですと、6万1000立米。2022年ですと5万5000円。2023ですと、4万5500円。それから2024でいくと4万立方。それから2025年が3万立方というふうになっております。

ここです、非常に注目していきたいのが、原木の購入割合がですね、令和3年が、町内調達35%、令和4年が46%、令和5年が56%、令和6年が47%、令和7年が48%。町外の方がですね、50%以上を調達率になっております。

もちろん、町内からも、直接、大きな事業者からの購入をされてるケースもございます。

例えば大きいとこですと、1260立方を直接父野川事業所に納めているところもございますが、全体として、5万立方としても、半分の2万5000立方ぐらいしか、町内で調達してません。これはもう市場から、この表を見ると、市場からの調達、それから認定事業者からの購入。やっぱりどうしても、市場からの購入と、町外の市場、町外の物流関係者、そういうところからの調達が多いということですので、父野川事業者自体は、原木調達率は、町内からは半分行くか行かないかというふうな状況かなと思っております。

それから、瀧野委員が前に言われましたけれども、令和8年度の原木購入支援、これを1立方1万6000円、いう考え方を示しておりますけれども、現状、これ一番直近のものを見ていただいてもですね、平均がですね、1万4200円ぐらいですね、1立方が。

ですから、当初予算で町が説明した、1立方1万6000円掛ける5%というのは、現状の市場の平均価格、直近の平均価格とは合致してないという状況でございます。

以上でございます。

大原委員長 その他、ご意見、何かございませんか。
 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 今の岡部委員の言よった、その金額的なこと、これ大事なことで。
 何も値上がりも何もしてないし、補助金が必要とやったかいうたら、そんな
 もん必要なかったということやけん、それは理解して、本来から言うたら返さ
 ないかないな、余っとなやったら。
 いや、使うてない言よったけん。使うてない言うけん、余っとならな、補
 助金は返さないかない。

大原委員長 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 これは以前にも確認したと思うんですが、多分、月次の原木購入量に換算す
 ると、確か四万四、五千立方ぐらいかなというふうに思います。
 ですから、今が２０００から２１００行くか、行かんかの原木の消費量と聞
 いております。
 そうすると、仮にですよ。この予算がもう認められておりますから、消化す
 るとしても、いわゆる出来高制になりますから、いわゆる実質のものに対して
 のパーセンテージかけたものにしかほかならないというふうになると思います。
 以上です。

大原委員長 その他、何かご意見ございませんか。
 （岡部史夫委員を指名）

岡部委員 結局、町が父野川事業所がなくなったら５億円のマイナスになるっていう、
 先ほどありましたけども、これ実際６万立方でも、３５％ぐらいの調達、よく
 見ても４０数パーセントの町内からの原木調達率なんですよ。だから、とて
 もじゃないけど町が説明する内容と、この森林組合自体が出してきた、もう本
 当正味のものだと思いますよ。だからこれから見ると、全く父野川事業所が与

える影響が、あそこがなかったら5億円という数字っていうのは、ロジック的に成り立たないというふうに私は考えます。

以上です。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 今のお話の関連やけど、最終的にはやっぱ大豊あたりも、言うたら、原木10万立米。うちも、ちょっとちらちらと聞くと10万立米。今の調達率からいうても、もしそういうことになってくると、将来的には切る人、出す人、到底10万立米やるのはなかなか難しいかもわからんわいね。

その辺まで、お互いが理解しながら、いろんなことをやっぱ議論していかないかんと思わいな。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 瀧野委員の言われたようにですね、将来的にこの町の原木生産量がどのぐらいになるかっていうのは、林業戦略もはっきり言わないんですけども。この、いわゆる木材の流通生産事業に詳しい方の意見を聞くとですね、もうとにかく間伐事業がもう限界を迎えている。そうすると全伐、全伐に向かわなければならぬ。けども、全伐を、いわゆるその常態化させるためには、数年はかかるという、それに対する補助支援の関係等々もあります。

それから一番問題なのは、植林、いわゆる再生林の植林がですね、現状が40から60%という非常に低い植林率の中で、全伐事業を、いわゆる大々的に進めていくと、森林の荒廃が進んでしまい、水源涵養林とか、森林が持つ機能が損なわれる可能性があるんで、これは非常に、町の今後の生産量から考えると、やっぱりしっかり林業戦略課からの資料を提示してもらわないと、なかなか大変な数字になるのかなというふうに心配をしております。

以上です。

大原委員長 その他、ご意見ございませんか。

今までのお2人のご意見からいうと、父野川事業所、今後なくても、林業の経済的には影響がないんじゃないかというふうな形に、このままでは委員会として報告せざるをえませんが、他の委員さん何かご意見ございませんか。

(阪本雅彦副委員長を指名)

阪本副委員長

町内での原木購入量の割合について岡部委員言われましたけれども、言うたら町外からでも買うてきて仕事を増やしとるという考え方をすればですね、5億円の算出根拠が原木購入だけではないんですね。製材をすることによっての人件費のことであるとか、それからそこから出荷をすることに関してもありますので、原木購入だけでいくと、それはよそから買よるっていうのは当然のこととて、値段の安いところから当然、市場原理に任せて、相場の安いところから買ってきて、必要量をこなすのは、当たり前のお話ですね。それをもって5億円の算出根拠が、曖昧だというのはちょっと乱暴な議論になるんではないかと思ひます。

その5億円の波及効果っていうのは、1.5倍かけて5億円になつとるんですね、そこら辺のところは統計学上にどうなんかということ、僕も疑義は持っておりますけれども。

統計上、そういう指標があるのであれば、それに乗っかって、十分かまん話して、まだまだ、今出とる資料、今分析ができてることだけをもって、父野川事業所の存在価値はないほうがええというのは、ちょっとまだまだ乱暴な終結になるんじゃないかと思っております。

大原委員長

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

あのね、もう今の阪本副委員長のロジックができてないといひましようか。

要は、町の林業振興の中においてということですから、もちろん製材の関係もあるんですけどね、その製材の関係は、外へ出てしまうわけですよ。雇用だけの話なんだよね。

要は、父野川事業所が必要とする原木購入量の半分以上が、町外にゆだねられておるといひ現状は、これは現実なんです。

それが循環して町に返ってくるというのは、ロジック的に成り立たないんです。なぜかっていうと、高知県、或いは、よそから買ってきた原木を、そのいう町内の原木市場価格よりも１０００円から２０００円以上高い金額で買って、父野川でラミナとか集成に変えて、そこから町外に出すわけですよ。

だから町内の山元に循環する考え方っていうのは、そこにはロジック的にはないんですよ。だから、私は申し上げてるんで、それは、ちょっと、じっくり考えていただいたらわかる話ですから、これ以上申し上げませんが。

ただ、輕輕に今、この資料を見たからといって、父野川事業者はどうだという決め付けをして、私は話を申し上げているわけではありませんので、そこは誤解のなきよう、ご理解をいただければと思います。

以上です。

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 言うた意見について議論をするんじゃないんで。

それは意見は意見として、お互い言うたらええと思うけど、本当は議論する場ではないということ。それは資料に基づいて、いろんな話をして、それによってそれぞれが判断をするということなんで。

ここで、ああでもない、こうでもないで議論をする委員会ではないということよね。それはように理解しとってもらおうと。

そのことさらに固執して、この会が違う方向にいったんでは困る。

それはお互いにしっかりとわかっとして委員になつとるわけなんで。これ百条委員会やっても一緒なんですよ。これは百条じゃろうが９８条じゃろうが、委員会は一緒。目的は、調査をしよるわけなんで。

そういうことです。

大原委員長 その他、ご意見ございませんか。

ちょっと私の意見というわけじゃないんですが、今日、提出された当初の設立の計画書で、先ほどからずっと採算ライン乗るには６万立米ひかないかんよという、６万立米集めないかんよという話があったと思うんですけど。この資

料をご覧になっておわかりのように、2021年は6万立米ほど買ってはいるんですが、それ以降、はけた採算に乗るだけ原木すら購入ができてない。そもそも、これがもう完全に赤字の要因になっていると思います。なおかつ、その曲がり材であったり、必要な6万立米のあそこでひくべき材が、町でそもそも供給ができてないというのも、この資料から私は読み取れるかなと思います。

で、今後、それがやっぱり町でしっかりと準備できるのかどうかというのは、外部から買うのがいいのか悪いかじゃなくて、それをしっかりと準備できるのかを、今後の、何ていうんすかね、更新については、議会としても意見を出して、町で賄える材をしっかりと賄いなさいよという意見は、この委員会で私は出さんといかんかなと思いますし、実際、この資料だけでも、とにかく町の中で必要材は賄えてないというのは、私は読み取れるかなという、委員長の意見というわけじゃないんですが、私個人の委員としての意見です。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

例えば、さっき原木を何%、歩留まり何%ぐらい使うて、製品を作って、あとの残材をどれぐらい売って、原価率がどれぐらいで、製品がどれぐらいに売れよるか。安いけん粗利益率が低いわけなんよ。利益が20%25%取れとんなら、採算合うわけなんよ。

6万立米引いたから損益の分岐点ゼロになりますいう計算は成り立たんのよ。なんぼで売るか、原価なんぼに抑えて、なんぼに売るか、固定費を何ぼ押さえとるか。ほやろう。ほやけん、そこら辺をきちっと計算せんと、損益はわからんのです。

それはそこら辺の議論は別にして、やっぱりやるべきやと思うがな。

そういうことです。

大原委員長

結論を今出す段階ではないんですが、この資料を重要な資料を初めて出してきましたけれども、何か他のご意見ございませんか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

これ、レジメからいくと、その他になるかもしれませんが、その他について

は、大体、一定の資料確認が終了したわけですが、今後のスケジュール、概略、予定してるスケジュールがあれば説明いただければと。

大原委員長

ちょっととりあえず、これ終わらせていいですか。

質問 13 を終わります。

質問 14。父野川事業所、町内でどれぐらい消費されているか、これは町に聞いたことと同じことですが、こちらでも父野川事業者じゃなくて森林組合としても、町内でどれだけ父野川事業所の製品が消費されているか、こちらをしっかりと把握はなされていないようです。

私というか、委員会としては、重要なここは掴むところだと思いますんで、ひとつここは今後、掴んでいってもらいたいという意見も出す必要もあるのかなと思います。

現状これは掴まれてないということです。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

・・・意見としては、なぜ町内で消費されてないのか。町内で消費される対象の製品ではないのかなと。その辺の確認をしていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

特定のところにしか利用されないようなものをひいていたのかどうかというところが、非常に気になるところでございます。

以上です。

大原委員長

その他ご意見ございませんか。

大原委員長

続きまして 15 番に移ります。

市場を介さず直売で仕入れたものの一覧表ということで、別添 15 直売仕入れの一覧表が出ております。

材積としては非常に少ないところではありますが。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員	これ15番のこの表ですけども。これ何やらようわからんような表何ですけども、これ。これが全部が全部の抜粋、何かの、本当に、抜いた抜粋した資料なんで、さっきの父野川事業所の関係の分を今まで見よった分からするとですね、抜けてるのがたくさんありますよ、これは何の意味の資料なのかちょっとよくわからないんです、これは。
大原委員長	ただ直売というのは、直接買い付けたのが依頼したら、これが出てきたんで。 (岡部史夫委員を指名)
岡部委員	多分ね、もっとあるんですよ。あるんですけどね、拾いきれてないけん、こうなんで、これはもうええかもしれませんね。
大原委員長	おそらく出てないということは、材積としてはかなり少ないという理解でいいかなと思いますけど。
岡部委員	光田委員も出しとるのに。
大原委員長	(光田優委員を指名)
光田委員	いや、これ、本来の趣旨としてはですね、この令和に入っただデータしか出てないんですが、それ以前ですね、低迷しとる期間が長かったわけで、そのときに、直送で何とかやりくりできたという方々もおったということで、経済効果の方に、そういう面もありましたよということ。難しいですよ。これデータで出すというのは。
大原委員長	依頼としては、稼働時からというふうに指定をして、依頼をしましたけど、この直近5年間のこの2業者しか出てきてないというのが、森林組合の回答です。 もうそう判断するしかないと思うんですが。

光田委員 いいです、もうこれは。

大原委員長 続きまして16、17についてですけれども、議事録を公開しないということで、議長の方にお話があった件、文書でいただきたいということにつきましては、こちらについてはもう議長対組合長という、もう本当に信頼関係の中でトップ2人が会談したことであるので、もうこれは改めて文書で回答するつもりはないというふうに回答いただきました。もう回答した通りです、ということです。

組合員と理事に公開するものであって、第三者に公開するものではないという回答が踏襲されたというところで、文書としては、回答いただけませんでした。

以上です。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員 もう一遍確認しますが、これ再度組合行って、公開できない理由をということでしたけど、これは議長と組合長で話した、2人で審議に基づいて話したことから、それ以上のこと言えないということなんですか。

大原委員長 いや、じゃなくて、そもそもが・・・

熊代委員 議事録を読んでや。

岡部委員 何か文章があるんじゃないん。公文書っていうたんじゃけん。

熊代委員 話した内容を。

大原委員長 全部読みますか。

熊代委員 読んで、こないだ行った分の内容は、議事録とってますんで。

大原委員長	全部読みますか。
熊代委員	読んで。
大原委員長	前回ですね、これを出してくださいということで議長と委員長の私で組合の方に伺いました。窪田事務局長、同伴で行って参りました。議事録をとっております。 組合長それから西山専務理事、職員の方2名との話でございます。 組合長からは公開しないで欲しいとした書類、議事録の件です。 私はこの理由について文書で出すつもりはない。口頭でお伝えした通りであり、もし、この対応に不満な議員さんがいるのであれば、直接、組合に来てもらいたい。 うちの議事録は組合員と理事が確認するために作成しているもので、この委員会への提出にあたり、関係機関へ問い合わせをしたところ回答は望ましくないとしたものを、最後は組合長の一存で議会の方に提出をしたが、やはり、理事各位にもっと相談すべきだったと思っている。ということです。 次も読めますか。議長。
熊代議長	もう全部読んで。
大原委員長	それから、プラス、組合長の方からですね、私のところに第三者から連絡があって、ある議員から、父野川事業所に関しての情報を聞いたのだがという内容で、その内容が組合の中でも秘密裡にして、我々の中でも秘密裡にしているものであったと。父野川事業所に出向いて情報を集めているのではということを目にはしていたが、それが事実ならば、議員活動ではそうなのかもしれないませんが、森林組合のことについて調べたいなら、まず組合長である私に話を通してからというのが筋だと。 森林組合内の一部のものしか知りえないことを、外部の者が知っていたということもあって、そこから情報が漏れた可能性を私は考えており、正直議会に信用が置けません。いう回答をいただいております。

西山専務理事からは町議会には、これから様々なことでお世話になるので、できる限りの協力はしていきますということです。

これが議事録の以上です。

という回答をいただきました。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

それで、そういうことはそういうことかもわからんが、本人らから、町長が来て、就業はやめたというのに町長が来て、理事会の議決を覆した。10月15日。3月17日は、もう閉鎖するという議決をしたのに、町長が来てやった、これがその議事録の中にあるんよな。

これは本人からも聞いとるし、みんなからこれ情報として聞いとるよ、これ。

町内もみんな知っとるで、このことは。何で隠さないかんのかな。本人らがやってしもてみんなも知っとることを。公然と言よるやない。こんな状態で組合なんかやれるわけなかるがやとまで言よったよ。自分らの責任やない。

ほんならそれで自分らがやったらええで議会の協力なんか得んでもええやろ。

我々も何とかせないかんじゃの考える必要ないわい。

わしら組合員じゃけど、そう思うよ。そんな理事や組合長やったら。何で議会があんた一生懸命なってやらないかんの。

どっちがあんた大事なんかやけど。ほんなんじゃったら勝手にしたらええんで、言うたらよ。ほな検討してもろて、できたら更新ができるような方向を向いて、何もかも出してきて、何とかやってもらいたいというのが組合の考えじゃないん。

そんなこと言うんやったら、どうでもええじゃったら、どうでもええんじゃないん。

大原委員長

組合の組合長の回答。議事録は

瀧野委員

いや、それやったらよ。

大原委員長

私もこれは言うところがない。これが全部です。

瀧野委員	もうええんじゃないん、いろいろ検討する必要もないんじゃないん。 組合があんたやる気がないんやったら、もういらんことするする必要ないわい。
大原委員長	議事録については、公開してくれるなというのが踏襲した意見です。 (岡部史夫委員を指名)
岡部委員	今の朗読もしていただきましたし、瀧野委員も言われましたけども。 我々は、はばかりことなく粛々と公金の使い方について町民のために調査をしているわけであって、遠慮する必要はないと思いますし、粛々とゴールに向かってやるべきだと、もう本当に強く感じました。 以上です。
大原委員長	ということで、議事録については、相変わらず公開はしませんということです。ということです。
岡部委員	公文書ですね。
大原委員長	公文書というか、もうこれは事務局長が書いたものですから。 それで本日の資料、会議等の確認については、以上になります。 それですね、岡部委員より先ほどお話がありましたけれども、今後のスケジュールということなんですが、もう2週間後に議会が開会をいたしますが、今日出た質問事項、少なかった3点程度ではあると思いますけど、もう一度これは回答を促さんといかんというか、新たに出さなきゃならないと思います。 (瀧野志委員を指名)
瀧野委員	議会として、その特別委員会の途中やけど、これ議会がある、議会があるんよな。そこで、例えば、森林組合の問題について議論していいのか悪いのか、いかんとは言えんが、その辺についてはどうないするん。審議の途中やけど。

大原委員長 それは私が判断することにはないと思いますが、一般質問等でやられるのであれば、それは何人も止められないと思いますけど。

瀧野委員 そういうことよな。

大原委員長 それはそうだと。ただ、口外、口外というか、これはというか公開してない資料というのもあるんで、そこは、十分ご留意いただいてという話には私はなと思います。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員 これは実際にあったことやけど、前回の一般質問で、特定の業者の名前を出した。これは何回も、理事者の方から話があったから出した。

ほやけん、我々が秘密会じゃなんじゃいう会が存在するんじゃないけど、秘密会というのはやっぱり個人攻撃であったり、特別なことであって、行政と、我々が秘密会、再再しよるじゃのいうたら町民は疑るんよな。

これは、できれば、議会と行政は秘密会なんかはもうせんようにせんと、私はいかんと思う。ほやけん、そこら辺も、それは議長がおって調整は、その辺はしよると思うけど、秘密会じゃのいう会はできるだけせんようにせんと。

例えば、製材のことで会を持った、個人の業者は、相談したかいうたら、さっきも話をしたけど、相談なんかしてないよな、この件について。ほな、どう思うかよ。

議会と行政がそういう話をしよたって。これはいらん勘ぐりをされるんで、そういったことはできるだけないように、議長するべきやとわしは思うが、どうえ。

熊代議長 私ですか。

瀧野委員 そう。

熊代議長	会が終わってからにしてみろた方が。 いやその件は、承知しましたんで。以後、私の方で気をつけて判断させていただきます。
大原委員長	今後の委員会ですけど、質問事項があるんで、質問の回答は9月4日、少ないですから9月4日期限でいきたいと思います。 それで9月8日が開会で17日が最終日なので、中間報告をするのであれば、もう議運の委員長、議運の皆さんの相談になると思うんですけど、おそらく17日。ね、議長。
熊代議長	最終日やろ。はい。
大原委員長	最終日になろうと思いますんで、必要であれば、必要なステップとしてはですね、まず今回の追加したものの委員会での確認。それから中間報告に向けての文章を皆さんに確認をしていただくという、このステップがいますので。 ですから、最終日までにあと2回委員会、中間報告までにはしなきゃいけないと思います。なんで9月4日回答期限にしますんで。9月の7日、開会した週にそれを確認する資料を確認する委員会を1回。そっから中間報告をある程度まとめまして皆さんにご確認いただくのをもう1回、14日の週あたりにして、17日の最終の中間報告になるかなと思います。 (瀧野志委員を指名)
瀧野委員	さっき言うた、言うたら、経営内容についての委託よな。これが出てきたら、いろんな結論も出てくると思うんよ。 それをできるだけ早く、向こうに問い合わせて、かまんということになるんやったら。まあかまんもいかんもない、公表しとる文書やけん、言うたら。
大原委員長	財務資料は出とるもんではあると思いますけど。

瀧野委員

チャッピーに聞いても全部出してくるんやけん。

(発言するものあり)

大原委員長

なんで、今回の新たな質問事項についての回答は9月4日ということで、まずここは期限を切ります。

それからあと、9月議会最終日の中間報告までに2回の委員会を開会したいと思いますので、それは、またこちらで調整をさせていただきたいと思います。もうおそらく休会中か議会の暇な時間というか、午後とかなると思いますので。そこでまた皆さんとご相談をさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

大原委員長

その他、皆さんから何かございませんか。

大原委員長

それでは大変長いご議論ありがとうございました。

これで本日の会議は閉じたいと思います。

阪本副委員長

以上で解散いたします。

お疲れ様でした。

(午後0時34分)

(閉 会)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

委 員 長

署名委員

署名委員